

農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針

令和6年度第1回技術小委員会からの変更点

農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針

（改定案）

赤字は現行の指針を改定した内容を示す
（赤字のうち農業農村振興整備部会技術小委員会（令和6年度 第1回）
（令和6年11月25日）以降に修正した内容を緑字で示す）

農村振興局

令和 年 月

農林水産省

農業農村整備事業における 景観配慮の技術指針

（改定案）

赤字は現行の指針を改定した内容を示す

農村振興局

令和 年 月

農林水産省

令和6年度第2回（2月27日）時点	令和6年度第1回（11月25日）時点
目次	目次
第1章 技術指針の目的と活用..... 1	第1章 技術指針の目的と活用..... 1
第2章 農村景観の特徴と景観形成..... 3	第2章 農村景観の特徴と景観形成..... 3
第3章 景観形成の基本的な考え方..... 11	第3章 景観形成の基本的な考え方..... 11
3.1 農業農村整備における景観形成の特徴..... 11	3.1 農業農村整備における景観形成の特徴..... 11
3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項..... 14	3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項..... 14
3.3 景観配慮対策の進め方..... 21	3.3 景観配慮対策の進め方..... 21
第4章 調査及び計画..... 30	第4章 調査及び計画..... 30
4.1 調査..... 30	4.1 調査..... 30
4.1.1 調査の進め方..... 30	4.1.1 調査の進め方..... 30
4.1.2 概査の実施..... 32	4.1.2 概査の実施..... 32
4.1.3 精査の実施..... 37	4.1.3 精査の実施..... 37
4.2 計画..... 57	4.2 計画..... 57
4.2.1 計画の進め方..... 57	4.2.1 計画の進め方..... 57
4.2.2 基本構想と景観配慮対策の検討..... 61	4.2.2 基本構想と景観配慮対策の検討..... 61
4.2.3 景観配慮に係る維持管理計画の検討..... 66	4.2.3 景観配慮に係る維持管理計画の検討..... 66
4.2.4 景観配慮計画の作成..... 69	4.2.4 景観配慮計画の作成..... 69
第5章 設計..... 88	第5章 設計..... 88
5.1 設計の進め方..... 88	5.1 設計の進め方..... 88
5.2 設計条件の設定..... 89	5.2 設計条件の設定..... 89
5.3 景観との調和に配慮した設計の決定..... 90	5.3 景観との調和に配慮した設計の決定..... 90
5.4 景観配慮対策の決定..... 132	5.4 景観配慮対策の決定..... 132
第6章 施工及び維持管理..... 143	第6章 施工及び維持管理..... 143
6.1 施工..... 143	6.1 施工..... 143
6.1.1 施工時における対策..... 143	6.1.1 施工時における対策..... 143
6.1.2 地域住民等の参加による直営施工..... 148	6.1.2 地域住民等の参加による直営施工..... 148
6.2 維持管理..... 151	6.2 維持管理..... 151
農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料..... 156	農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料..... 156
農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集..... 162	農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集..... 162
引用文献・参考文献..... 170	引用文献・参考文献..... 170
～本技術指針に掲載されている【参考資料】、【参考事例】について～ 【参考資料】は、本技術指針の内容を理解する上で役に立つ具体的な内容や知見を示したものである。 【参考事例】は、各地での取組事例であり、実際に整備を行う際に参考となる考え方を示したものである。あくまで一例であることから画一的に適用されるものではないことに留意する必要がある。	～本技術指針に掲載されている【参考資料】、【参考事例】について～ 【参考資料】は、本技術指針の内容を理解する上で役に立つ具体的な内容や知見を示したものである。 【参考事例】は、各地での取組事例であり、実際に整備を行う際に参考となる考え方を示したものである。あくまで一例であることから画一的に適用されるものではないことに留意する必要がある。

第1章 技術指針の目的と活用

「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」（以下「技術指針」という。）は、農業農村整備事業において、良好な農村景観への配慮のため、**農業農村整備事業の計画策定**に当たって、調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法を具体化し、景観配慮の取組の現場適用性を向上させることを目的としている。

本技術指針は、国営事業実施地区における「環境との調和への配慮に関する計画」や市町村における「田園環境整備マスタープラン」の策定や見直し等にも活用する。

【解 説】

1. 背景

平成13年度に土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に際し「環境との調和に配慮」することが原則化された。このため、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）が制定され、対象となる事業等が明確化された。

また、平成15年度には、個性ある魅力的な農山漁村づくりのため「水とみどりの「美の里」プラン21」を策定し、今後の施策の展開方向を示すとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観との調和への配慮を原則化している。

さらに、平成16年度には、**地方公共団体**における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を背景に、都市や農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定や景観計画区域、景観地区等における規制などを盛り込んだ「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）が制定されている。

こうした動きを踏まえ、農業農村整備事業における景観配慮の取組を具体的に進めるための技術的な拠り所として、平成18年度に景観配慮の基本的な考え方や手順について示した「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」（以下「景観配慮の手引き」という。）、平成30年度には景観との調和に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための技術参考資料として「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を制定し、これまで、**これらの手引き・技術指針**に沿って農地・農業水利施設等の整備に当たり、景観配慮が進められてきたところである。

その後、令和元年度には、「**棚田地域振興法**」（令和元年6月19日法律第42号）が制定され、棚田地域の保全と良好な景観形成に向けた取組が推進されている。

さらに、小型UAV（Unmanned Aerial Vehicle：無人航空機）（通称ドローン）などの新たな技術の活用が**進むとともに**、地域住民が親近感を持つことができる施設の検討や事業による景観資源の創造・保全などの景観配慮を**契機とした地域づくりの留意点**についても蓄積されてきたことから、技術指針の参考事例を充実させ、更なる普及を図るため、改定を行うこととした。

第1章 技術指針の目的と活用

「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」（以下「技術指針」という。）は、農業農村整備事業において、良好な農村景観への配慮のため、**農業農村整備事業の計画策定**に当たって、調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法を具体化し、景観配慮の取組の現場適用性を向上させることを目的としている。

本技術指針は、国営事業実施地区における「環境との調和への配慮に関する計画」や市町村における「田園環境整備マスタープラン」の策定や見直し等にも活用する。

【解 説】

1. 背景

平成13年度に土地改良法が改正され、土地改良事業の実施に際し「環境との調和に配慮」することが原則化された。このため、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）が制定され、対象となる事業等が明確化された。

また、平成15年度には、個性ある魅力的な農山漁村づくりのため「水とみどりの「美の里」プラン21」を策定し、今後の施策の展開方向を示すとともに、農業農村整備事業の実施に当たり、景観との調和への配慮を原則化している。

さらに、平成16年度には、**地方公共団体**における景観条例の制定の動向や国民の景観に対する関心の高まり等を背景に、都市や農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定や景観計画区域、景観地区等における規制などを盛り込んだ「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）が制定されている。

こうした動きを踏まえ、農業農村整備事業における景観配慮の取組を具体的に進めるための技術的な拠り所として、平成18年度に景観配慮の基本的な考え方や手順について示した「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」（以下「景観配慮の手引き」という。）、平成30年度には景観との調和に配慮した調査、計画、設計、施工及び維持管理を進めるための技術参考資料として「農業農村整備事業における景観配慮の技術指針」を制定し、これまで、この技術指針に沿って農地・農業水利施設等の整備に当たり、景観配慮が進められてきたところである。

その後、令和元年度には、「**棚田地域振興法**」（令和元年6月19日法律第42号）が制定され、棚田地域の保全と良好な景観形成に向けた取組が推進されている。さらに、小型UAV（Unmanned Aerial Vehicle：無人航空機）（通称ドローン）などの新たな技術の活用、地域住民が親近感を持つことができる施設の検討や事業による景観資源の創造などの地域における景観配慮の新たな考え方についても蓄積されてきたことから、技術指針の参考事例を充実させ、更なる普及を図るため、改定を行うこととした。

令和6年度第2回（2月27日）時点	令和6年度第1回（11月25日）時点
2. 技術指針の目的と内容 (1) 目的 本技術指針は、農業農村整備事業において、良好な農村景観への配慮のため、農地・農業水利施設等の整備に当たって、調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法をより具体化することにより現場適用性を向上させ、景観に配慮した事業を推進することを目的とする。 (2) 内容 本技術指針は、農業農村整備事業において、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工、維持管理等を進めるための技術参考資料である。 3. 技術指針の活用方法 農業農村整備事業の計画策定に当たり、国営事業地区等では「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）^{注1)}」の策定、市町村においては「田園環境整備マスタープラン^{注2)}」及び「農村環境計画^{注3)}」の策定、見直し等を行う際に活用する。 また、農村における良好な景観形成に向け、地方公共団体が農村景観の状況を評価する際や農業農村整備事業等の実施に当たり、景観配慮に関する評価をする際の参考資料として活用すること、「多面的機能支払交付金^{注4)}」の地域資源の質的向上を図るための共同活動を進める際の参考資料として活用することなどが考えられる。 なお、本技術指針に掲載されている【参考資料】は、本技術指針の内容を理解する上で役立つ具体的な内容や知見を示したものであり、【参考事例】は、各地での取組事例であり、実際に取組を行う際に参考となる考え方を示したものである。あくまでも一例であることから、画一的に適用されるものでないことに留意する必要がある。 4. 「景観配慮の手引き」との関係 「景観配慮の手引き」は、農業農村整備事業における景観配慮という新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等について取りまとめた技術参考資料であり、農村景観の現状や美しさの捉え方など農村景観を理解し、地域において農村景観を形成するための基本構想など農地・農業水利施設等の景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにしたものである。 本技術指針は、「景観配慮の手引き」等を踏まえ実施された景観配慮事例の蓄積や、開発段階にある技術等を内容とした、より具体的な技術参考資料である。農地・農業水利施設等の整備における具体的な景観配慮の検討に当たっては、「景観配慮の手引き」と本技術指針を参考とすることとし、双方の適切な運用を図るものとする。	2. 技術指針の目的と内容 (1) 目的 本技術指針は、農業農村整備事業において、良好な農村景観への配慮のため、農地・農業水利施設等の整備に当たって、調査から維持管理に至る各段階の景観配慮手法をより具体化することにより現場適用性を向上させ、景観に配慮した事業を推進することを目的とする。 (2) 内容 本技術指針は、農業農村整備事業において、農村景観に配慮した調査、計画、設計、施工、維持管理等を進めるための技術参考資料である。 3. 技術指針の活用方法 農業農村整備事業の計画策定に当たり、国営事業地区等では「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）^{注1)}」の策定、市町村においては「田園環境整備マスタープラン^{注2)}」及び「農村環境計画^{注3)}」の策定、見直し等を行う際に活用する。 また、農村における良好な景観形成に向け、地方公共団体が農村景観の状況を評価する際や農業農村整備事業等の実施に当たり、景観配慮に関する評価をする際の参考資料として活用すること、「多面的機能支払交付金^{注4)}」の地域資源の質的向上を図るための共同活動を進める際の参考資料として活用することなどが考えられる。 なお、本技術指針に掲載されている【参考資料】は、本技術指針の内容を理解する上で役立つ具体的な内容や知見を示したものであり、【参考事例】は、各地での取組事例であり、実際に取組を行う際に参考となる考え方を示したものである。あくまでも一例であることから、画一的に適用されるものでないことに留意する必要がある。 4. 「景観配慮の手引き」との関係 「景観配慮の手引き」は、農業農村整備事業における景観配慮という新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等について取りまとめた技術参考資料であり、農村景観の現状や美しさの捉え方など農村景観を理解し、地域において農村景観を形成するための基本構想など農地・農業水利施設等の景観設計を行うために必要な調査、計画、設計等の考え方及び手法を明らかにしたものである。 本技術指針は、「景観配慮の手引き」等を踏まえ実施された景観配慮事例の蓄積や、開発段階にある技術等を内容とした、より具体的な技術参考資料である。農地・農業水利施設等の整備における具体的な景観配慮の検討に当たっては、「景観配慮の手引き」と本技術指針を参考とすることとし、双方の適切な運用を図るものとする。
注1) 「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」 国営事業実施地区等における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮対策を取りまとめた計画。 注2) 「田園環境整備マスタープラン」 市町村が策定する農村地域の環境の保全・形成に関する基本計画。田園環境整備マスタープランの作成は、農業農村整備事業を実施するための要件のひとつ（参考資料 2-3 参照）。 注3) 「農村環境計画」 都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。 注4) 「多面的機能支払交付金」 農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援する交付金。	注1) 「環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）」 国営事業実施地区等における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮対策を取りまとめた計画。 注2) 「田園環境整備マスタープラン」 市町村が策定する農村地域の環境の保全・形成に関する基本計画。田園環境整備マスタープランの作成は、農業農村整備事業を実施するための要件のひとつ（参考資料 2-3 参照）。 注3) 「農村環境計画」 都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。 注4) 「多面的機能支払交付金」 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動等に対して支援する交付金。
-2-	-2-

第2章 農村景観の特徴と景観形成

農村では、人間と自然が共生する二次的な自然を基礎とした農業生産活動や人々の生活などの営みにより地域の歴史、文化が調和した独自の文化的な景観が形成されている。

こうした農村景観は、活力ある農業や地域活動が持続的に行われることで保たれている。

【解 説】

1. 農村景観の特徴

農村は、食料が生産される農業生産活動の場であるとともに、農業者を含む地域住民の生活の場であるという特色を有している。

また、農村地域では、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林といった多様な環境が、農業の営みを通じて有機的に結合し、多くの生物を育む自然環境、伝統文化を蓄積した生活慣行や地域の食、祭事などの人文的な活動の展開により、良好な農村景観を形成している。

農村景観とは、地形、気候による地域独特の風土の下、継続的な農業生産活動により形作られた水田等の農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林、鎮守の森等により、歴史的・文化的な背景を基に形成された景観である。

農村景観は、生産と生活に伴った秩序を反映した美しさ、自然環境がもつ多様な美しさ、地域の伝統行事、文化等が醸し出す伝統的な美しさなどを有し、地域住民に安らぎと充足感をもたらし、生活に潤いを与えるものである。また、農村景観は価値のある原風景として認識されており、これを地域資源のひとつとして活用したイベント及び地域づくりも行われている。

なお、良好な農村景観は、地域の自然と人々の暮らし・文化の継承を背景として、地域の個性を生かし歴史的に形成されており、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持・向上されることにより保たれる。

第2章 農村景観の特徴と景観形成

農村では、人間と自然が共生する二次的な自然を基礎とした農業生産活動や人々の生活などの営みにより地域の歴史、文化が調和した独自の文化的な景観が形成されている。

こうした農村景観は、活力ある農業や地域活動が持続的に行われることで保たれている。

【解 説】

1. 農村景観の特徴

農村は、食料が生産される農業生産活動の場であるとともに、農業者を含む地域住民の生活の場であるという特色を有している。

また、農村地域では、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林といった多様な環境が、農業の営みを通じて有機的に結合し、多くの生物を育む自然環境、伝統文化を蓄積した生活慣行や地域の食、祭事などの人文的な活動の展開により、良好な農村景観を形成している。

農村景観とは、地形、気候による地域独特の風土の下、継続的な農業生産活動により形作られた水田等の農地、水路・ため池等の農業水利施設、人々の生活の営みの場となる集落、雑木林・鎮守の森等により、歴史的・文化的な背景を基に形成された景観である。

農村景観は、生産と生活に伴った秩序を反映した美しさ、自然環境がもつ多様な美しさ、地域の伝統行事や文化などが醸し出す伝統的な美しさなどを有し、地域住民に安らぎや充足感をもたらし、生活に潤いを与えるものである。また、農村景観は価値のある原風景として認識されており、これを地域資源のひとつとして活用したイベント及び地域づくりも行われている。

なお、良好な農村景観は、地域の自然と人々の暮らし・文化の継承を背景として、地域の個性を生かし歴史的に形成されており、農業が持続的に行われるとともに、農村の活力が維持・向上されることにより保たれる。

【参考資料 2-1】

〔水田景観と畑地景観〕

面的な広がりを持つ農地は、農村景観の中で最も存在感のある景観構成要素であり、地域を特徴付ける重要な要素として位置付けられる。

農地は大きく分けて水田と畑地があり、それぞれの景観に特徴がある。

■水田景観の特徴

水稲栽培を主とした面的な広がりを持ち、季節による作物の色彩変化は比較的均一に起こる。水田は、本地（直接農作物の栽培に供される土地）と畦畔で構成されている。平場では均一な大きさと形状の水田が連続し、広大な景観を形成する一方、傾斜地では棚田に代表されるように地形に沿って大小様々な大きさと形状の水田が階段状に配置され、多くの人を魅了する景観を形成している。また、水路、ため池などの農業水利施設も水田に関連する重要な景観構成要素であり、水田と集落、里山などが織りなす風景は日本の原風景に喩えられることに加え、独自の生態系を育む場にもなっていることから、良好な水田景観は農村の豊かさの象徴にもなっている。

〔水田景観〕



（岐阜県下呂市馬瀬）

山、川等の自然・地形、食料を生産している水田、生物の多様性を予感させる水路及びため池、人間の生活の場である集落等が景観構成要素となっている。里山にある水田は、等高線、河川等に沿った区画形状を呈し、二次的自然と道路・集落が組み合わせられた景観の特徴を有する。

■畑地景観の特徴

普通畑、樹園地、牧草地等の土地利用に加え、ハウス、トンネル、マルチ、防霜ファン等、畑作特有の施設・設備が様々ある。また、多様な作物・品種、輪作を基本とする営農方法、畑地特有の土壌等の各種要素が組み合わせられることによって、水田景観とは異なる色彩、肌理（きめ）の特徴として現れることが、畑地景観の多様性につながり、加えて作物の開花、結実等の季節感が地域のアイデンティティを形成している。

〔畑地景観〕



（北海道網走地方）
（一社）北海道土地改良設計技術協会主催
「北の農村フォトコンテスト」公募作品

畑作物の奥に広がる山、樹林帯、食料を生産している畑地等が景観構成要素となっている。畑地では水田よりも多様な作物が栽培され、栽培期間にも幅があることから、水田景観よりも多様な景観を形成する特徴を有する。

【参考資料 2-1】

〔水田景観と畑地景観〕

面的な広がりを持つ農地は、農村景観の中で最も存在感のある景観構成要素であり、地域を特徴付ける重要な要素として位置付けられる。

農地は大きく分けて水田と畑地があり、それぞれの景観に特徴がある。

■水田景観の特徴

水稲栽培を主とした広がりを持ち、季節による作物の色彩変化は比較的均一に起こる。水田は、本地（直接農作物の栽培に供される土地）と畦畔で構成されている。平場では均一な大きさと形状の水田が連続し、広大な景観を形成する一方、傾斜地では棚田に代表されるように地形に沿って大小様々な大きさと形状の水田が階段状に配置され、多くの人を魅了する景観を形成している。また、水路、ため池などの農業水利施設も水田に関連する重要な景観構成要素であり、水田と集落、里山などが織りなす風景は日本の原風景に喩えられることに加え、独自の生態系を育む場にもなっていることから、良好な水田景観は農村の豊かさの象徴にもなっている。

〔水田景観〕



（岐阜県下呂市馬瀬）

山や川などの自然・地形、食料を生産している水田、生物の多様性を予感させる水路やため池、人間の生活の場である集落等が景観構成要素となっている。里山にある水田は、等高線や河川等に沿った区画形状を呈し、二次的自然と道路・集落が組み合わせられた景観の特徴を有する。

■畑地景観の特徴

普通畑、樹園地、牧草地等の土地利用に加え、ハウスやトンネル、マルチ、防霜ファン等、畑作特有の施設・設備が様々ある。また、地域特有の立地条件の中で水田と比較すると数多くある作物・品種、輪作を基本とする営農方法、土壌等の各種要素の組み合わせが異なる色彩、肌理の特徴として現れ、畑地景観の多様性を形成し、加えて作物の開花や結実などの季節感が地域のアイデンティティを形成している。

〔畑地景観〕



（北海道網走地方）
（一社）北海道土地改良設計技術協会主催
「北の農村フォトコンテスト」公募作品

畑作物の奥に広がる山や樹林帯、食料を生産している畑地等が景観構成要素となっている。畑地では水田よりも多様な作物が栽培され、栽培期間にも幅があることから、水田景観よりも多様な景観を形成する特徴を有する。

令和6年度第2回（2月27日）時点	令和6年度第1回（11月25日）時点
2. 農村景観の現状 農村においては、過疎化や高齢化、加えて混住化により地域社会の連帯性が弱まり、地域環境の健全に支障が生じ、良好な自然環境の劣化、地域の文化伝承への影響が生じている。このことは、農村の活力の低下となり、荒廃農地を発生させ、良好な農村景観を悪化させる要因ともなっている。 また、流通の広域化や製品の規格化により、効率性や利便性が追求された生活・生産環境の整備は、例えば、地域の伝統的な様式の家屋と地域性のない様式の住宅が混在することにより、地域が持つ美しさや個性が十分に生かされていない場合もある。 平成16年に施行された景観法により、多くの景観行政団体が農村地域を包括する景観計画、景観形成ガイドライン等を作成し、景観形成に係る取組が進められている。また、地球規模での気候変動対策が求められる中、再生可能エネルギーの活用が高まっており、地方公共団体の条例、景観形成ガイドライン等において、農村景観と調和しない太陽電池発電設備及び風力発電設備を届出対象としている都道府県及び市町村も増えてきている。令和2年には、太陽電池発電所の環境影響評価に係る省令の一部改正により、環境影響評価の対象事業に太陽電池発電事業が追加された。さらに、令和6年には景観法運用指針の改正を行い、「再生可能エネルギー発電事業の実施に関する手続については、関係部局との連携を図り、積極的に景観配慮に関する情報共有を行うことが望ましい」と位置付けられている。 また、「田園回帰」現象に象徴されるように、農村の豊かな自然環境や地域資源、独自の風土や文化に対する都市住民の関心は高まっていたが、令和2年から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い一時的に大きく減退した。 一方で、コロナ禍によりリモートワーク、オンライン会議等が急速に普及し、さらに都市集中のマイナス面の問題意識から地方移住の気運が高まっている。こうしたワーケーションなど新しいライフスタイルによる地方移住の機会の拡大及び農山漁村滞在型旅行（農泊）による宿泊者数の回復により、農村における日本古来の伝統文化及び自然の豊かさにより形成された独自の文化的景観を求めて、国内だけではなく海外からも農村に足を運ぶ動きも見られるようになってきている。 加えて、令和3年の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行による建築物の木材利用や公共施設に係る工作物の木材利用の促進、令和4年の景観法運用指針の改正による無電柱化の推進が図られるなど、景観配慮の取組が広がっている。	2. 農村景観の現状 農村においては、過疎化や高齢化、加えて混住化により地域社会の連帯性が弱まり、地域環境の管理に支障が生じ、良好な自然環境の劣化、地域の文化伝承への影響が生じている。このことは、農村の活力の低下となり、荒廃農地を発生させ、良好な農村景観を悪化させる要因ともなっている。 また、流通の広域化や製品の規格化により、効率性や利便性が追求された生活・生産環境の整備は、例えば、地域の伝統的な様式の家屋と地域性のない様式の住宅が混在することにより、地域が持つ美しさや個性が十分に生かされていない場合もある。 平成16年に施行された景観法により、多くの景観行政団体が農村地域を包括する景観計画や景観形成ガイドラインを作成するなど景観形成に係る取組が進められている。地球規模での気候変動対策が求められるなか、再生可能エネルギーの利活用の気運の高まりもあり、これら景観計画や景観形成ガイドラインにおいて、農村景観と調和しない大規模の太陽光発電施設や風力発電施設を届出対象としている都道府県や市町村も増えてきている。 また、「田園回帰」現象に象徴されるように、農村の豊かな自然環境や地域資源、独自の風土や文化に対する都市住民の関心は高まっていたが、令和2年から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い一時的に大きく減退した。一方で、コロナ禍によりリモートワークやオンライン会議などが急速に普及し、さらに都市集中のマイナス面の問題意識から地方移住の気運が高まっている。こうしたワーケーションなど新しいライフスタイルによる地方移住の機会の拡大や農山漁村滞在型旅行（農泊）は回復してきており、日本古来の伝統文化や自然の豊かさにより形成された文化的景観は農村独自の観光資源であり、これらを求めて国内だけではなく海外からも農村に足を運ぶ動きも見られるようになってきている。 加えて、令和3年の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行による建築物の木材利用や公共施設に係る工作物の木材利用の促進、令和4年の景観法運用指針の改正による無電柱化の推進が図られるなど、景観配慮の取組が広がっている。

令和6年度第2回（2月27日）時点	令和6年度第1回（11月25日）時点
【参考資料 2-2】 〔景観法の概要〕 景観法は、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、全国で多くの自主条例が制定されていることや、景観に配慮した都市整備など良好な景観の形成に向けた取組が進められていることなどを背景に、平成16年6月に制定された景観に関する総合的な法律である。 景観法では都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めている。 ■景観行政団体 景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。 （出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成17年9月)） ■景観計画 景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされる。 （出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成17年9月)） ■景観農業振興地域整備計画 景観計画及び農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項）に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定める計画。 （出典：「逐条解説 景観法」景観法制研究会、「景観法運用指針」（令和6年7月））	【参考資料 2-2】 〔景観法の概要〕 景観法は、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、全国で多くの自主条例が制定されていることや、景観に配慮した都市整備など良好な景観の形成に向けた取組が進められていることなどを背景に、平成16年6月に制定された景観に関する総合的な法律である。 景観法では都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めている。 ■景観行政団体 景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあつてはそれぞれ当該市が、その他の区域にあつては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。 （出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成17年9月)） ■景観計画 景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置がなされる。 （出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成17年9月)） ■景観農業振興地域整備計画 景観計画及び農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項）に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定める計画。 （出典：「逐条解説 景観法」景観法制研究会、「景観法運用指針」（令和4年3月））
—6—	—6—

令和6年度第2回（2月27日）時点	令和6年度第1回（11月25日）時点
【参考資料 2-3】 〔その他参考となる主な法令等〕 ■ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法） 我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。このような地域においては、祭礼行事を始めとした歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史的なまちなみが一体となって、情緒や風情のある極めて良好な環境が形成されていることが多いが、文化財保護法に基づく保護がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、良好な環境が失われつつある。 このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、平成 20 年 5 月に制定された法律。歴史的風致維持向上計画において、歴史上価値の高い農業用水路その他の農業用排水施設についても歴史的風致の維持向上のため必要なものとして位置付けされることが可能となっている。 （出典：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」文部科学省・農林水産省・国土交通省(平成 23 年 8 月)） ■ 文化財保護法 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。平成 16 年の改正によって、新たな概念である文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことができないもの）が文化財として追加されている。 （出典：「歴史まちづくりの手引き（案）」国土技術総合研究所(平成 25 年 2 月)） ■ 自然公園法 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。自然公園内において工作物の新築等の各種行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、許可又は届出が必要である。また、この法律を受け、平成 27 年に「自然公園における法面緑化指針」が策定されており、対象となる場合は十分な検討が必要である。 （出典：自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)等より） ■ 環境影響評価法 土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする法律。環境アセスメントの対象となる環境要素に景観も含まれている。 （出典：環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)等より）	【参考資料 2-3】 〔その他参考となる主な法令等〕 ■ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法） 我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。このような地域においては、祭礼行事を始めとした歴史や伝統を反映した人々の活動と歴史的なまちなみが一体となって、情緒や風情のある極めて良好な環境が形成されていることが多いが、文化財保護法に基づく保護がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、良好な環境が失われつつある。 このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、平成 20 年 5 月に制定された法律。歴史的風致維持向上計画において、歴史上価値の高い農業用水路その他の農業用排水施設についても歴史的風致の維持向上のため必要なものとして位置付けされることが可能となっている。 （出典：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」文部科学省・農林水産省・国土交通省(平成 23 年 8 月)） ■ 文化財保護法 文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。平成 16 年の改正によって、新たな概念である文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解に欠くことができないもの）が文化財として追加されている。 （出典：「歴史まちづくりの手引き（案）」国土技術総合研究所(平成 25 年 2 月)） ■ 自然公園法 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。自然公園内において工作物の新築等の各種行為を行う場合、公園内の風致景観を保護するために、許可又は届出が必要である。また、この法律を受け、平成 27 年に「自然公園における法面緑化指針」が策定されており、対象となる場合は十分な検討が必要である。 （出典：自然公園法第 1 条等より(令和 4 年 6 月 14 日)） ■ 環境影響評価法 土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることに鑑み、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする法律。環境アセスメントの対象となる環境要素に景観も含まれている。 （出典：環境影響評価法第 1 条等より(令和 2 年 6 月 10 日)）

令和 6 年度第 2 回（2 月 27 日）時点	令和 6 年度第 1 回（11 月 25 日）時点
■ 景観条例 良好な景観を形成することを目的とした地方公共団体の条例。景観法の施行前は自主条例であったが、景観法の施行以降、法令の委任に基づき、景観行政団体である地方公共団体は、景観条例により良好な景観を形成するため、地域の特色に応じた規制誘導方策の実効性を高めることが可能となった。 (出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成 17 年 9 月)) ■ 農村環境計画 都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。 (出典：「農村環境計画策定要綱」(平成 13 年 5 月 8 日付け 13 農振第 321 号 農林水産事務次官依命通達)) ■ 田園環境整備マスタープラン 市町村が策定する農村地域の環境の保全・形成に関する基本計画であり、地域内の環境評価、環境保全の基本方針、地域の整備計画、その他市町村長が必要と認める事項を定めたもので、対象地域が「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)又は「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)のいずれかに区分されている。 (出典：「田園環境整備マスタープランの作成に関する要領の制定について」平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2513 号農村振興局長、生産局長通知) ■ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第 4 条第 2 項 国は、一般の利用に供されるものであることその他の第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる建築物の性質に鑑み、木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。 第 22 条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることに鑑み、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (出典：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号))	■ 景観条例 良好な景観を形成することを目的とした地方公共団体の条例。景観法の施行前は自主条例であったが、景観法の施行以降、法令の委任に基づき、景観行政団体である地方公共団体は、景観条例により良好な景観を形成するため、地域の特色に応じた規制誘導方策の実効性を高めることが可能となった。 (出典：「景観法の概要」国土交通省都市・地域整備局都市計画課(平成 17 年 9 月)) ■ 農村環境計画 都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。 (出典：「農村環境計画策定要綱」(平成 13 年 5 月 8 日付け 13 農振第 321 号 農林水産事務次官依命通達)) ■ 田園環境整備マスタープラン 市町村が策定する農村地域の環境の保全・形成に関する基本計画であり、地域内の環境評価、環境保全の基本方針、地域の整備計画、その他市町村長が必要と認める事項を定めたもので、対象地域が「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)又は「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)のいずれかに区分されている。 (出典：「田園環境整備マスタープランの作成に関する要領の制定について」平成 14 年 2 月 14 日付け 13 農振第 2513 号農村振興局長、生産局長通知) ■ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第 4 条第 2 項 国は、一般の利用に供されるものであることその他の第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる建築物の性質に鑑み、木材に利用する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。 第 22 条 国及び地方公共団体は、木材を利用したガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵その他の公共施設に係る工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成に資するとともに、利用者等を癒すものであることに鑑み、それらの木材を利用した工作物の設置を促進するため、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (出典：脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 4 条、第 22 条より(令和 3 年 10 月 1 日))

3. 農業農村整備事業における景観配慮の取組姿勢

優れた土木構造物の条件は、「用」、「強」、「美」^{注1)}の3要素を兼ね備えることとされている。

明治から昭和初期にかけ「用」、「強」、「美」を兼ね備えた土木構造物が数多く造られ、風格ある施設として今なお残されているが、高度経済成長期以降に造られた施設については「用（機能）」と「強（強度）」が重視され、必ずしも「美」の要素に対する考慮や配慮がなされていない場合がある。

農業農村整備事業においても、技術者が持つべき視点として「用」、「強」、「美」の3要素を総合的に捉えた計画、設計を行うことが必要であり、農村景観の配慮を行うには、地域の個性や性格に応じた設計を取り入れ洗練することが重要である。

このため、地域の自然、歴史、文化を踏まえ、地域の景観を構成する様々な要素が持つ意味を十分理解することが求められる。

また、地域の景観づくりの主役は農家を含めた地域住民であり、地域住民が主体的に地域の景観づくりに取り組んでいけるよう、住民参加を促すための配慮も必要となる。

〔常西合口水～樹々の緑に映える赤門と桜並木～〕（富山県富山市）



常西合口水は、常願寺川左岸の洪水対策を目的とし、オランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの指揮の下に明治26年に完成した疏水である。周辺の樹木の緑に映えるレンガ造りの排砂水門（写真上）は明治33年に完成し、「新庄の赤門」と呼ばれ、平成5年に補修されているものの、現在も築造当時の姿をとどめており、かつての技術が「用」、「強」、「美」の考えを踏まえていたことを偲（しの）ばせる。

また、上流部の水路の玉石積みの護岸（写真下）は、洪水による決壊の防止に必要な強度を持たせるために取り入れられたものである。住民により水路沿いに桜が植樹され、地域の名所として美しい景観を形成しており、令和2年に世界かんがい施設遺産に登録されている。

「用」、「強」、「美」の3要素を総合的に捉えた土木構造物であれば、美しい農村景観の形成に欠くことのできない要素として評価されることになる。

〔豊稔池堰堤～ヨーロッパの古城の風格～〕（香川県観音寺市）



豊稔池堰堤は、現存する日本最古の石積み式マルチプルアーチダムである。大正15年から4年の歳月と延べ15万人の労力を投入して完成し、今日も築造当時の勇壮な姿のままに洪水調節とかんがい用水の貯水機能を果たしている。

マルチプルアーチ方式を日本で初めて適用して造られた堤体は、その頑強さとともに周囲の山あいの景観との調和が図られ、中世のヨーロッパの古城を思わせる風格を備えている。その後の改修工事でも築造当時の姿の保全に努めており、平成18年には国の重要文化財（建造物）に指定されている。

土木構造物の近代化遺産から技術における「用」、「強」、「美」の総合的な実現のあり方を学ぶことができる。

注1）「用」、「強」、「美」

古代ローマ帝国の建築家、マルクス・ウィトルウィウス・ポリオ（Marcus Vitruvius Pollio）が著した『建築十書』の第一書において、建築の三原則として「強さ（Firmitas）、便利さ（utilitas）、美しさ（venustas）」を提示して以来、「用」「強」「美」をいかに調和させるかという問題は、現代に至るまで絶えず議論されてきている。

3. 農業農村整備事業における景観配慮の取組姿勢

優れた土木構造物の条件は、「用」、「強」、「美」^{注1)}の3要素を兼ね備えることとされている。

明治から昭和初期にかけ「用」、「強」、「美」を兼ね備えた土木構造物が数多く造られ、風格ある施設として今なお残されているが、高度経済成長期以降に造られた施設については「用（機能）」と「強（強度）」が重視され、必ずしも「美」の要素に対する考慮や配慮がなされていない場合がある。

農業農村整備事業においても、技術者が持つべき視点として「用」、「強」、「美」の3要素を総合的に捉えた計画、設計を行うことが必要であり、農村景観の配慮を行うには、地域の個性や性格に応じた設計を取り入れ洗練することが重要である。

このため、地域の自然、歴史、文化を踏まえ、地域の景観を構成する様々な要素が持つ意味を十分理解することが求められる。

また、地域の景観づくりの主役は農家を含めた地域住民であり、地域住民が主体的に地域の景観づくりに取り組んでいけるよう、住民参加を促すための配慮も必要となる。

〔常西合口水～樹々の緑に映える赤門と桜並木～〕（富山県富山市）



常西合口水は、常願寺川左岸の洪水対策を目的とし、オランダ人技師ヨハネス・デ・レーケの指揮の下に明治26年に完成した疏水である。周辺の樹木の緑に映えるレンガ造りの排砂水門（写真上）は明治33年に完成し、「新庄の赤門」と呼ばれ、平成5年に補修されているものの、現在も築造当時の姿をとどめており、かつての技術が「用」、「強」、「美」の考えを踏まえていたことを偲（しの）ばせる。

また、上流部の水路の玉石積みの護岸（写真下）は、洪水による決壊の防止に必要な強度を持たせるために取り入れられたものである。住民により水路沿いに桜が植樹され、地域の名所として美しい景観を形成しており、令和2年に世界かんがい施設遺産に登録されている。

「用」、「強」、「美」の3要素を総合的に捉えた土木構造物であれば、美しい農村景観の形成に欠くことのできない要素として評価されることになる。

〔豊稔池堰堤～ヨーロッパの古城の風格～〕（香川県観音寺市）



豊稔池は、現存する日本最古の石積み式マルチプルアーチダムである。大正15年から4年の歳月と延べ15万人の労力を投入して完成し、今日も築造当時の勇壮な姿のままに洪水調節とかんがい用水の貯水機能を果たしている。

マルチプルアーチ方式を日本で初めて適用して造られた堤体は、その頑強さとともに周囲の山あいの景観との調和が図られ、中世のヨーロッパの古城を思わせる風格を備えている。その後の改修工事でも築造当時の姿の保全に努めており、平成18年には国の重要文化財（建造物）に指定されている。

土木構造物の近代化遺産から技術における「用」、「強」、「美」の総合的な実現のあり方を学ぶことができる。

注1）「用」、「強」、「美」

古代ローマ帝国の建築家、マルクス・ウィトルウィウス・ポリオ（Marcus Vitruvius Pollio）が著した『建築十書』の第一書において、建築の三原則として「強さ（Firmitas）、便利さ（utilitas）、美しさ（venustas）」を提示して以来、「用」「強」「美」をいかに調和させるかという問題は、現代に至るまで絶えず議論されてきている。

4. 景観との調和に配慮した農業農村整備事業

良好な農村景観を形成するためには、景観法や景観条例等の地域景観に係る各種計画等が定められている場合は、それらの計画等を遵守しつつ、農業農村整備事業における景観との調和に配慮した取組と農家を含めた地域住民を主体とした景観形成活動等との連携や、他の公共事業等における景観形成の取組を総合的に展開することが必要である。また、良好な景観の形成に当たっては、長期的な視点に立ち計画的、段階的な推進を検討することが必要である。

その上で、農業農村整備事業における景観との調和への配慮は、農業の生産性の向上など事業本来の目的を踏まえ、地域景観の特性に応じた、良好な景観形成を推進するための景観配慮対策を講ずることである。



図 2-1 農村景観の形成のための施策のイメージ

4. 景観との調和に配慮した農業農村整備事業

良好な農村景観を形成するためには、景観法や景観条例等の地域景観に係る各種計画等が定められている場合は、それらの計画等を遵守しつつ、農業農村整備事業における景観との調和に配慮した取組と農家を含めた地域住民を主体とした景観形成活動等との連携や、他の公共事業等における景観形成の取組を総合的に展開することが必要である。また、良好な景観の形成に当たっては、長期的な視点に立ち計画的、段階的な推進を検討することが必要である。

その上で、農業農村整備事業における景観との調和への配慮は、農業の生産性の向上など事業本来の目的を踏まえ、地域景観の特性に応じた、良好な景観形成を推進するための景観配慮対策を講ずることである。

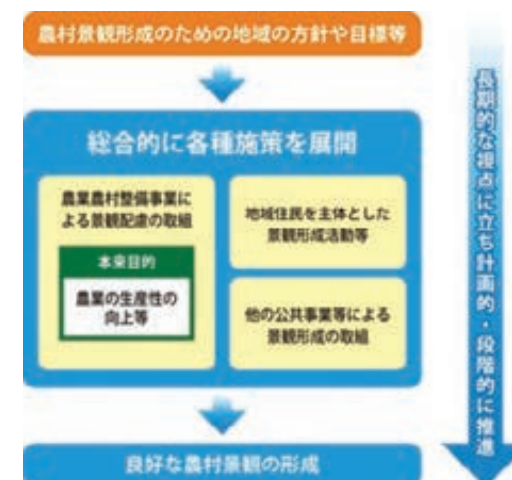


図 2-1 農村景観の形成のための施策のイメージ

第3章 景観形成の基本的な考え方

3.1 農業農村整備における景観形成の特徴

農村景観は、自然・地形的な要素と土地利用的な要素に施設・植栽の要素が加わることで成立し、さらに、祭事等の人文的な活動の展開により特徴付けられている。

農業農村整備事業においては、景観構成要素となる農地・農業水利施設等の特徴を踏まえ、整備による農村景観の変化や周辺景観に与える影響などを検討し、適切な景観配慮対策を行う必要がある。なお、景観配慮対策などの検討に当たっては、地域が一体となった取組となることが望まれる。

【解 説】

1. 農地・農業水利施設等の整備における景観形成の特徴

農村は、平地、台地、山、河川、湖沼や気候、自然植生、土壌などの自然・地形的な要素と、農地、水辺、林地、宅地、道路などの土地利用的な要素に、ダム、堰、水路などの農業水利施設、住宅や公園、街路樹などの施設・植栽的な要素が加わることで成り立っている。

これら物質的な要素とともに、自然と共生した農業の営みや農村の生活慣行、地域の食、祭事などの人文的な活動の展開により地域が特徴付けられている。

農村景観の大半を構成する水田、畑などの農地は、自然・地形条件に適応するように、先人達の創意工夫により開墾され、耕作、管理されてきた資産であり、雑木林などの林地は農業生産や農村生活に必要な資材を提供する場として共同で管理されてきている。農村はこのような土地利用を展開し、特徴ある農村景観を創り出している。

また、アジアモンスーン地帯に位置する我が国では、温暖多雨な自然条件を活用し水田農業を展開するために、利水、治水の両面にわたり、水を制御する技術を築き上げている。水を制御する技術は、地域の安全性を高め、農業生産と農村生活を可能にする地域づくりの基本的な技術であり、水田や畑、宅地などの土地利用は、地域経済の状況を景観として現している。特に、歴史的な農業水利施設等は、我が国に



図 3-1 農村景観を構成する要素の概念

第3章 景観形成の基本的な考え方

3.1 農業農村整備における景観形成の特徴

農村景観は、自然・地形的な要素と土地利用的な要素に施設・植栽の要素が加わることで成立し、さらに、祭事等の人文的な活動の展開により特徴付けられている。

農業農村整備事業においては、景観構成要素となる農地・農業水利施設等の特徴を踏まえ、整備による農村景観の変化や周辺景観に与える影響などを検討し、適切な景観配慮対策を行う必要がある。なお、景観配慮対策などの検討に当たっては、地域が一体となった取組となることが望まれる。

【解 説】

1. 農地・農業水利施設等の整備における景観形成の特徴

農村は、平地、台地、山、河川、湖沼や気候、自然植生、土壌などの自然・地形的な要素と、農地、水辺、林地、宅地、道路などの土地利用的な要素に、ダム、堰、水路などの農業水利施設、住宅や公園、街路樹などの施設・植栽的な要素が加わることで成り立っている。

これら物質的な要素とともに、自然と共生した農業の営みや農村の生活慣行、地域の食、祭事などの人文的な活動の展開により地域が特徴付けられている。

農村景観の大半を構成する水田、畑などの農地は、自然・地形条件に適応するように、先人達の創意工夫により開墾され、耕作、管理されてきた資産であり、雑木林などの林地は農業生産や農村生活に必要な資材を提供する場として共同で管理されてきている。農村はこのような土地利用を展開し、特徴ある農村景観を創り出している。

また、アジアモンスーン地帯に位置する我が国では、温暖多雨な自然条件を活用し水田農業を展開するために、利水、治水の両面にわたり、水を制御する技術を築き上げている。水を制御する技術は、地域の安全性を高め、農業生産と農村生活を可能にする地域づくりの基本的な技術であり、水田や畑、宅地などの土



図 3-1 農村景観を構成する要素の概念

地利用は、地域経済の状況を景観として現している。特に、歴史的な農業水利施設等は、我が国における農村の水文化を代表する施設として重要な地域の景観構成要

おける農村の水文化を代表する施設として重要な地域の景観構成要素となっているものが多い。

加えて、河川、湖沼、林地、農地、農業水利施設等の個々の景観構成要素には、国、都道府県、市町村、土地改良区等の様々な管理主体が存在する。

〔栃木県那須野ヶ原の土地利用〕



農村景観における「農地」の例

扇状地のため、地表を流れる水が乏しく、明治に入って那須疏水の開通により形成された田園地帯である。「土」を拓き、「水」を引く技術により、農村の骨格が形成されている。

〔熊本県山都町の水利用技術〕



農村景観における「農業水利施設」の例

水路橋である「通潤橋」は、歴史的水利施設として有名である。水害の常襲地帯であったことから、古くから防災的な手段として石組みによる堅牢な築造技術が発達し、この地方一帯に石橋、石積み法面といった石の建造技術が現存している。それは、伝統技術の美として、農村景観に豊かさを添えている。平成26年に世界かんがい施設遺産に、令和5年に国宝に指定された。

2. 周辺景観との調和への配慮の重要性

農村景観を構成する要素となる農地・農業水利施設等の整備に当たっては、景観の変化又は周辺景観に与える影響を踏まえ、良好な農村景観の形成に向け、必要に応じた景観配慮対策を検討し、事業計画に反映していくことが求められる。特に、ダム、頭首工、ポンプ場など規模の大きな土木構造物、又は広い範囲に及ぶほ場整備事業などの面整備事業にあっては、農村景観に及ぼす影響が大きい。また、農業水利施設等の維持管理費の軽減を図るため導入される、小水力発電施設及び太陽光発電施設についても、景観への影響及び対策の必要性について十分検討することが必要である。多くの場合、事業実施により従来の景観が一度変化すると、元に戻すことは容易ではなく、膨大な費用と時間を要することに留意しなければならない。

3. 地域住民等の参画による景観配慮の取組

農家を含む地域住民は、良好な農村景観を最も享受する立場にあるとともに、日々、地域の農村景観を創出し保全している主体である。農業農村整備事業における景観配慮の取組が将来にわたり継続されるためには、地域住民が地域の農村景観を十分理解することが重要である。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）が参画する協議会などの仕組みを整備し、地域の景観形成のための、農業農村整備事業における景観配慮について検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。

素となっているものが多い。

加えて、「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽等」といった景観要素に分類される個々の景観構成要素の管理主体が国、都道府県、市町村、土地改良区などの団体、集落、個人などと構成要素ごとに異なる特徴がある。

〔栃木県那須野ヶ原の土地利用〕



農村景観における「農地」の例

扇状地のため、地表を流れる水が乏しく、明治に入って那須疏水の開通により形成された田園地帯である。「土」を拓き、「水」を引く技術により、農村の骨格が形成されている。

〔熊本県山都町の水利用技術〕



農村景観における「農業水利施設」の例

水路橋である「通潤橋」は、歴史的水利施設として有名である。水害の常襲地帯であったことから、古くから防災的な手段として石組みによる堅牢な築造技術が発達し、この地方一帯に石橋、石積み法面といった石の建造技術が現存している。それは、伝統技術の美として、農村景観に豊かさを添えている。平成26年に世界かんがい施設遺産に、令和5年に国宝に指定された。

2. 周辺景観との調和への配慮の重要性

農村景観を構成する要素となる農地・農業水利施設等の整備に当たっては、景観の変化又は周辺景観に与える影響を踏まえ、良好な農村景観の形成に向け、必要に応じた景観配慮対策を検討し、事業計画に反映していくことが求められる。特に、ダム、頭首工、ポンプ場など規模の大きな土木構造物、若しくは広い範囲に及ぶほ場整備事業などの面整備事業にあっては、農村景観に及ぼす影響が大きい。多くの場合、事業実施により従来の景観が一度変化すると、元に戻すことは容易ではなく、膨大な費用や時間を要することに留意しなければならない。

3. 地域住民等の参画による景観配慮の取組

農家を含む地域住民は、良好な農村景観を最も享受する立場にあるとともに、日々、地域の農村景観を創出し保全している主体である。農業農村整備事業における景観配慮の取組が将来にわたり継続されるためには、住民が地域の農村景観を十分理解することが重要である。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）が参画する協議会などの仕組みを整備し、地域の景観形成のための、農業農村整備事業における景観配慮について検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。

4. 農業に係る生産技術の進展と景観配慮対策

近年、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用するスマート農業の進展は、肥料・農薬等の資材費の削減や農業生産の効率化、農産物の高付加価値化を実現し、

4. 農業に係る生産技術の進展と景観配慮対策

近年、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴなど先端技術を活用するスマート農業の進展は、肥料・農薬等の資材費の削減、農業生産の効率化及び農産物の高付加価値化を実現し、意欲ある農業者が自らの経営戦略を実現するためのツールになることが期待されている。今後、農業従事者の高齢化によるリタイアが一層進行することが見込まれるが、こうした先端技術は、熟練農業者の技術継承にも役立つものである。

農業農村整備事業においては、こうしたスマート農業に対応した基盤整備の在り方も検討されている。自動操舵トラクター、小型ＵＡＶ（ドローン）、ラジコン草刈機等の導入に当たり、これまで農村にはなかった通信基地局などの設備の設置、法面の緩傾斜化等、スマート農業に対応した基盤整備が想定される。

無人運転による自動走行農機、農薬・肥料散布又はリモートセンシングのためのドローン等の導入を行う際には、農作業の効率化と安全確保の両立のため、一般車両の通行を規制する区域（閉鎖区域）の設置を検討する場合もある。こうした閉鎖区域では、地域住民への事前周知、誤進入防止柵、看板設置等により車両の通行を規制するほか、閉鎖区域の視認性を高めることを意図し、景観配慮の「対比調和」の考え方にに基づき、閉鎖区域の進入路等をカラー舗装とする対策も考えられる。

また、草刈りなどの維持管理が粗放化した場合には農村景観が悪化することが考えられるが、除草機械に対応した緩勾配の法面整備等により、雑草繁茂を抑制する適切な維持管理が図られることは、農村景観の保全に資するものである。

〔法面の緩傾斜化による除草機械導入の事例〕



出典：農業生産基盤整備等を通じた農作業事故のない安全な農村の実現に向けて全国の取組事例（令和4年4月農林水産省）

自動走行農機等に対応した農地整備の手引き（令和5年3月一部改定 農林水産省農村振興局整備部農地資源課）

※除草機械の機種によって対応できる傾斜角度が異なる（最大傾斜角度35°～40°）。

意欲ある農業者が自らの経営戦略を実現するためのツールになることが期待されている。今後、農業従事者の高齢化によるリタイアが一層進行することが見込まれるが、こうした先端技術は、熟練農業者の技術継承にも役立つものである。

農業農村整備事業においては、こうしたスマート農業に対応した基盤整備の在り方も検討されている。自動操舵トラクターや小型ＵＡＶ（ドローン）などの導入に当たり、これまで農村にはなかった通信基地局などの設備の設置などスマート農業に対応した基盤整備が想定される。

無人運転による自動走行農機を導入する場合は、自動走行農機が作業を行う閉鎖区域を設ける際に、その進入路をカラー舗装するという対応が考えられるが、その際には景観配慮の「対比調和」の考え方に基づいた安全対策が考えられる。

3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項

農地・農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における景観の形成や地域景観を特徴付ける重要な存在となっている。
施設整備に当たっては、周辺景観の特性を踏まえ、各施設が農村景観に果たす役割を念頭においた対策を検討することが重要となる。

【解 説】

農村においては、水田・畑などの農地や水路・ため池などの農業水利施設等の生産基盤が、農業生産活動と相まって良好な景観を形成しており、空間的に農業と関連した要素が大きな比重を占めることが特徴である。

個性ある魅力的な農村の景観は、地域ごとに異なる気候・気象条件、地形条件、水利条件等の自然条件を活用し、農業の営みを通じ、地域に独特な生活慣行や社会的な組織を育み、これらが長い時間をかけ維持・継承されることで形成されている。

なお、景観スケールと景観形成との関係において、小景観から中景観では、農業農村整備事業における施設整備等に伴う景観配慮対策、地域住民が行う植栽等による景観形成が主となる。一方、大景観に近づくにつれ、地形、植生及び農地の面的な広がりが認識され、田園環境整備マスタープラン又は景観計画によるゾーニング、地域計画に基づく営農活動等の取組が地域の景観形成に大きく影響する。

農業農村整備事業の整備対象となる農地・農業水利施設等は、生産基盤の構成要素であるとともに、農村景観を構成する重要な要素となっており、整備に当たっては地域景観の特性を十分考慮し、景観配慮の基本原則（p.21 参照）に即した配慮対策を検討することが必要である。

本技術指針では、農村の形成過程とともに整備されてきた施設等を農地等の面的なもの、水路や農道等の線的なもの、ポンプ場や頭首工等の点的なものに分類し整理を行うこととし、次頁以降に分類ごとの農村景観の形成に果たす役割・留意事項などを示す。

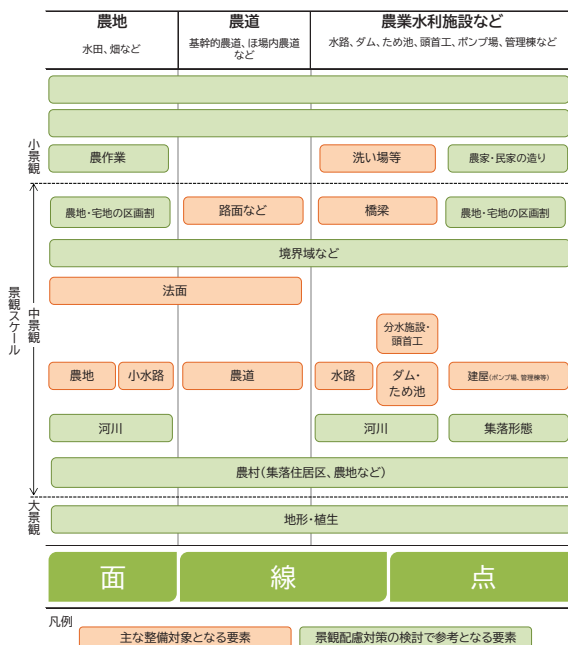


図 3-2 農村景観を構成する農地・農業水利施設等の要素の例

3.2 農地・農業水利施設等が景観形成に果たす役割と留意事項

農地・農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における景観の形成や地域景観を特徴付ける重要な存在となっている。
施設整備に当たっては、周辺景観の特性を踏まえ、各施設が農村景観に果たす役割を念頭においた対策を検討することが重要となる。

【解 説】

農村においては、水田・畑などの農地や水路・ため池などの農業水利施設等の生産基盤が、農業生産活動と相まって良好な景観を形成しており、空間的に農業と関連した要素が大きな比重を占めることが特徴である。

個性ある魅力的な農村の景観は、地域ごとに異なる気候・気象条件、地形条件、水利条件等の自然条件を活用し、農業の営みを通じ、地域に独特な生活慣行や社会的な組織を育み、これらが長い時間をかけ維持・継承されることで形成されている。

農業農村整備事業の整備対象となる農地・農業水利施設等は、生産基盤の構成要素であるとともに、農村景観を構成する重要な要素となっており、整備に当たっては地域景観の特性を十分考慮し、景観配慮の基本原則（p.21 参照）に即した配慮対策を検討することが必要である。

本技術指針においては、農村の形成過程とともに整備されてきた施設等を農地等の面的なもの、水路や農道等の線的なもの、ポンプ場や頭首工等の点的なものに分類し整理を行うこととし、次頁以降に分類ごとの農村景観の形成に果たす役割・留意事項などを示す。

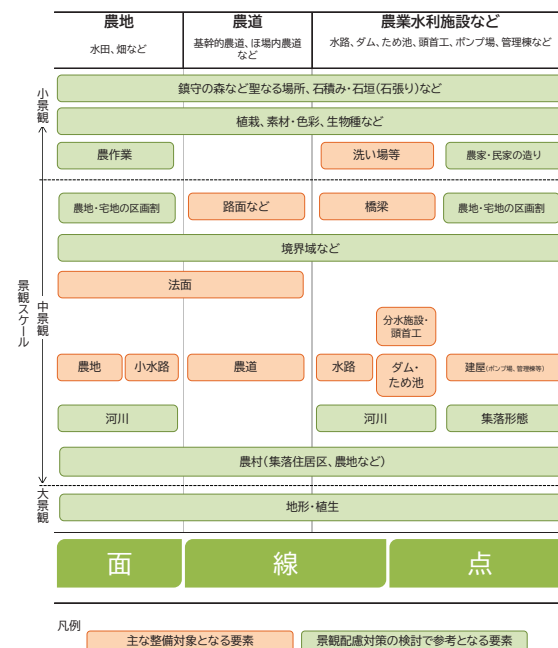


図 3-2 農村景観を構成する農地・農業水利施設等の要素の例

1. 農村の形成

施設の整備に当たっては、農村の形成過程を十分に踏まえ、農村景観の構成要素である農地・農業水利施設等の役割を念頭に、農村の空間が有する様々な構成要素との関係を考慮した対策を検討することが必要である。

例えば、水田農業は豊富な水資源と水田とするための土地や台風に伴う洪水等の危険が少ない場所を確保する必要があり、谷間や小盆地の平場などの条件の良い場所に農村が形成されてきた。このような農村では山と平場がセットとなって意識され、米づくりに適した平場を水田とし、家屋は湿気が少なく洪水の危険性も低い山裾に多く置かれたことから、集落の居住区は山を背に平場を前にした配置となることが多い。

また、水は高いところから低いところへ流れるものであり、微細な高低差を巧みに利用し少しでも多くの土地を水田として水が流れ込むよう、平場の微地形を踏まえたかんがい整備が行われてきたことから、きめ細やかな曲線を有するほ場形態などの特徴的な景観が形成されている。さらに、水の届かない微高地は、畑など水田以外の農地利用、祠（ほこら）・石塚・神社を建て、神社を囲むように高木を植栽した鎮守の森が形成される。このため、今日ではこうした空間を平場の特徴的な景観構成要素のひとつとして捉えることができる。

[平場の水田と山裾の集落の構成]



(岐阜県恵那市)

[水田にある鎮守の森]



(岩手県奥州市)

2. 農地

農地は、農村地域における面的な広がりをみせ、その形態や栽培される農作物が農村景観を特徴付ける要素となっている。

ほ場整備事業においては、周辺の地形など対象となる農村景観の特性を十分踏まえて、農地の形態や境界域の法面等の景観構成要素に留意の上、景観配慮を検討することが必要である。

農地の形態は、低平地等に見られる計画的な区画割りによる直線を基調とする短冊状、格子状の形状や、中山間地域における棚田などの地形条件に強い影響を受けた曲線を基調とする等高線区画などの形状が見られる。

農地や道路・水路の境界域に存在する法面は、花植えやグラウンドカバープランツによる彩りや棚田の石積み（石材や積み方）の高低差、勾配そのもの等が景観構成要素となる。境界木、畦畔木、屋敷林、防風林など植樹された樹木も重要な要素である。なお、畦畔木等の植栽は農業の近代化によって用途が薄らいできているが、地域農業の歴史、文化的な価値として見直されており、地域景観を特徴付ける要素

1. 農村の形成

施設の整備に当たっては、農村の形成過程を十分に踏まえ、農村景観の構成要素である農地・農業水利施設等の役割を念頭に、農村の空間が有する様々な構成要素との関係を考慮した対策を検討することが必要である。

例えば、水田農業は豊富な水資源と水田とするための土地や台風に伴う洪水等の危険が少ない場所を確保する必要があり、谷間や小盆地の平場などの条件の良い場所に農村が形成されてきた。このような農村では山と平場がセットとなって意識され、米づくりに適した平場を水田とし、家屋は湿気が少なく洪水の危険性も低い山裾に多く置かれたことから、集落の居住区は山を背に平場を前にした配置となることが多い。

また、水は高いところから低いところへ流れるものであり、微細な高低差を巧みに利用し少しでも多くの土地を水田として水が流れ込むよう、平場の微地形を踏まえたかんがい整備が行われてきたことから、きめ細やかな曲線を有するほ場形態などの特徴的な景観が形成されている。さらに、水の届かない微高地は、畑など水田以外の農地利用、祠（ほこら）・石塚・神社を建て、神社を囲むように高木を植栽した鎮守の森が形成される。このため、今日ではこうした空間を平場の特徴的な景観構成要素のひとつとして捉えることができる。

[平場の水田と山裾の集落の構成]



(岐阜県恵那市)

[水田にある鎮守の森]



(岩手県奥州市)

2. 農地

農地は、農村地域における面的な広がりをみせ、その形態や栽培される農作物が農村景観を特徴付ける要素となっている。

ほ場整備事業においては、周辺の地形など対象となる農村景観の特性を十分踏まえて、農地の形態や境界域の法面等の景観構成要素に留意の上、景観配慮を検討することが必要である。

農地の形態は、低平地等に見られる計画的な区画割りによる直線を基調とする短冊状、格子状の形状や、中山間地域における棚田などの地形条件に強い影響を受けた曲線を基調とする等高線区画などの形状が見られる。

農地や道路・水路の境界域に存在する法面は、花植えやグラウンドカバープランツによる彩りや棚田の石積み（石材や積み方）の高低差、勾配そのもの等が景観構成要素となる。境界木、畦畔木、屋敷林、防風林など植樹された樹木も重要な要素である。なお、畦畔木等の植栽は農業の近代化によって用途が薄らいできているが、

として留意が必要である。防風を目的とした屋敷林や防風林は共通した方向に植栽されており、統一感のある構成要素として存在する場合がある。

〔散居集落〕



(富山県砺波市)

〔水田の畦畔木〕



(新潟県上越市)

〔棚田の法面（石積み）〕



(福岡県八女市)

3. 農道

農道は、農業地域と国道、県道等を連絡する基幹的農道と、ほ場への通作、営農資材の搬入や農作物の搬送など農業生産活動に利用されるほ場内農道に区分され、ほ場内農道は、さらに幹線農道、支線農道、耕作道に分類される。アスファルトや砂利などの舗装路面の**ほか**、法面工や擁壁工、防雪施設、農道橋などが農道を構成する要素である。

また、この**ほか**、農業水利施設等に附帯する管理用道路なども重要な景観構成要素となる場合がある。

農道は水路と同様に農地、集落の骨格をなすものである。農地の境界や集落の入り口、水路との交差部等に樹木の植栽や地藏堂、道祖神などが配置されていることも多く、地域の歴史・文化的な景観資源が残されている。**加えて、周辺の農村景観を眺める視点場^{注1)}としての役割を果たすことにも留意する必要がある。**

特に、地域住民等の通行や散策等の利用を想定した歩道や遊歩道を設置する場合には、車道と異なる色彩、石畳、ブロックや木質チップ等の素材の**利用などの**配慮対策がある。

注1) 「視点場」

「視点場」は、ある景観を眺めるときの人間の目の位置を代表する「視点」の周囲を指し、ある視対象を見るときに、見る者が意識する空間である。

地域農業の歴史、文化的な価値として見直されており、地域景観を特徴**付け**る要素として留意が必要である。防風を目的とした屋敷林や防風林は共通した方向に植栽されており、統一感のある構成要素として存在する場合がある。

〔散居集落〕



(富山県砺波市)

〔水田の畦畔木〕



(新潟県上越市)

〔棚田の法面（石積み）〕



(福岡県八女市)

3. 農道

農道は、農業地域と国道、県道等を連絡する基幹的農道と、ほ場への通作、営農資材の搬入や農作物の搬送など農業生産活動に利用されるほ場内農道に区分され、ほ場内農道は、さらに幹線農道、支線農道、耕作道に分類される。アスファルトや砂利などの舗装路面の**ほか**、法面工や擁壁工、防雪施設、農道橋などが農道を構成する要素である。

また、この**ほか**、農業水利施設等に附帯する管理用道路なども重要な景観構成要素となる場合がある。

農道は水路と同様に農地、集落の骨格をなすものである。農地の境界や集落の入り口、水路との交差部等に樹木の植栽や地藏堂、道祖神などが配置されていることも多く、地域の歴史・文化的な景観資源が残されている。**加えて、周辺の農村景観を眺める視点場^{注1)}としての役割を果たすことにも留意する必要がある。**

特に、地域住民等の通行や散策等の利用を想定した歩道や遊歩道を設置する場合には、車道と異なる色彩、石畳、ブロックや木質チップ等の素材の**利用などの**配慮対策がある。

注1) 「視点場」

「視点場」は、ある景観を眺めるときの人間の目の位置を代表する「視点」の周囲を指し、ある視対象を見るときに、見る者が意識する空間である。

〔直線的な線形の農道と、水田の広がり強調する祠〕



（山形県白鷹町）

〔曲線的な線形が起伏に富んだ美しい農地景観を強調〕



（北海道美瑛町）

〔車道と異なる色彩とした管理用道路〕



（香川県まんのう町）

4. 農業水利施設

（1）水路

水路は、その目的により用水路、排水路及び用排兼用水路に分けられ、系統により幹線水路、支線水路、小水路、承水路及び放水路に分類される。また、形式は開水路形式、管水路形式及び複合形式があり、一般的に管水路形式は、人目に触れることがなく景観形成との関係は希薄であるが、上部を公園等に利用することによって水辺空間を創出し、活用される場合もある。

水路は、開水路、管水路、水路橋、水管橋などの通水施設、分土工、調整施設、保護施設、安全施設、管理施設等の多くの施設から成り立っている。このうち開水路の護岸形式、水路橋、分土工、チェックゲート（水位調整ゲート）、法面保護工、フェンス、除塵機、水管橋、通気スタンド等については、視認可能な景観構成要素として考えられる。

水路は農地や住宅地周辺など様々な場所に配置されるが、農業水利機能以外にも洗い場や憩いの場、水路の管理用道路は散策路としての役割を持つ場合もある。さらに、周辺水路において、石積みなどの形状や素材に特徴がある場合には、整備対象施設に同様な護岸工法を採用するなど、一体感のある配慮対策の検討も必要となる。

水路橋については、分断される区域を結ぶ重要な構造物であり、地域の新たな景観を形成する要素となる。維持管理を考慮し過度の装飾は控えつつ、地域の歴史文化的要素等を考慮し、色彩や橋脚・橋台、高欄などのデザインを検討することも重要である。

〔直線的な線形の農道と、水田の広がり強調する祠〕



（山形県白鷹町）

〔曲線的な線形が起伏に富んだ美しい農地景観を強調〕



（北海道美瑛町）

〔車道と異なる色彩とした管理用道路〕



（香川県まんのう町）

4. 農業水利施設

（1）水路

水路は、その目的により用水路、排水路及び用排兼用水路に分けられ、系統により幹線水路、支線水路、小水路、承水路及び放水路に分類される。また、形式は開水路形式、管水路形式及び複合形式があり、一般的に管水路形式は、人目に触れることがなく景観形成との関係は希薄であるが、上部を公園等に利用することによって水辺空間を創出し、活用される場合もある。

水路は、開水路、管水路、水路橋、水管橋などの通水施設、分土工、調整施設、保護施設、安全施設、管理施設等の多くの施設から成り立っている。このうち開水路の護岸形式、水路橋、分土工、チェックゲート、法面保護工、フェンス、除塵機、水管橋、通気スタンド等については、視認可能な景観構成要素として考えられる。

水路は農地や住宅地周辺など様々な場所に配置されるが、農業水利機能以外にも洗い場や憩いの場、水路の管理用道路は散策路としての役割を持つ場合もある。さらに、周辺水路において、石積みなどの形状や素材に特徴がある場合には、整備対象施設に同様な護岸工法を採用するなど、一体感のある配慮対策の検討も必要となる。

水路橋については、分断される区域を結ぶ重要な構造物であり、地域の新たな景観を形成する要素となる。維持管理を考慮し過度の装飾は控えつつ、地域の歴史文化的要素等を考慮し、色彩や橋脚・橋台、高欄などのデザインを検討することも重要である。

〔自然石空積工法を採用した幹線排水路〕



(長野県安曇野市)

〔自然石模様の型枠ブロックを採用した幹線用排水路〕



(長野県安曇野市)

〔自然石を活用し護岸を整備した用水路〕



(福井県敦賀市)

〔デザインに配慮した水路橋〕



(富山県立山町)

水路に設置する防護柵等の安全施設は、水路との境界を明確にし、水路への転落・進入を防止するために設置されるものである。

近年、農村地域の高齢化及び都市化・混住化に伴い、水路への転落事故の発生が増加するとともに、頻発する大雨等により、その危険性が增大している。

防護柵等の設置・管理に当たっては、安全性確保が一義的に求められるため、地域住民等の通行量や転落した場合の水深等を考慮の上、設置場所を決定するとともに、所定の強度も備える必要がある。その際、防護柵等の形・色彩といった視認性を確保した上で、周辺景観との調和にも配慮した検討を行うとともに、大雨等で防護柵等が浸水して視認性が確保できなくなるような危険箇所においては、必要に応じて注意を促す看板等を設置することが求められる。

〔水路の防護柵〕



(長野県安曇野市)

(2) ダム及びため池

地形・地質により基本的構造が概定されるダムは、その堤体材料によりコンクリートダム、フィルダム及び双方を主体とした複合ダムに分類できる。コンクリートダムは、構造的特徴によって重力式、中空重力式及びアーチ式に、フィルダムは均一型、ゾーン型及び遮水壁型に大別される。コンクリートダムが

〔自然石空積工法を採用した幹線排水路〕



(長野県安曇野市)

〔自然石模様の型枠ブロックを採用した幹線用排水路〕



(長野県安曇野市)

〔自然石を活用し護岸を整備した用水路〕



(福井県敦賀市)

〔デザインに配慮した水路橋〕



(富山県立山町)

水路に設置する防護柵等の安全施設は、水路との境界を明確にし、水路への転落・進入を防止するために設置されるものである。

近年、農村地域の高齢化及び都市化・混住化に伴い、水路への転落事故の発生が増加するとともに、その危険性が增大している。防護柵等の設置・管理に当たっては、安全性確保が一義的に求められるため、地域住民等の通行量や転落した場合の水深等を考慮の上、設置場所を決定するとともに、所定の強度も備える必要がある。その際、防護柵等の形・色彩といった視認性を確保した上で、周辺景観との調和にも配慮した検討が求められる。

〔水路の防護柵〕



(長野県安曇野市)

(2) ダム及びため池

地形・地質により基本的構造が概定されるダムは、その堤体材料によりコンクリートダム、フィルダム及び双方を主体とした複合ダムに分類できる。コンクリートダムは、構造的特徴によって重力式、中空重力式及びアーチ式に、フィルダムは均一型、ゾーン型及び遮水壁型に大別される。コンクリートダムが水を湛える人工構造物としての印象が強く、自然と対比する力学的な美しさを

水を湛える人工構造物としての印象が強く、自然と対比する力学的な美しさを生み出すのに対し、フィルダムは、岩石、砂礫、土などの材料で構成されるため堤体の斜面勾配も緩くなり、材質の特徴と併せて自然となじみやすいとされている。

ダムの建設は土地改良事業計画設計基準のほか、河川法の適用を受ける河川では「河川管理施設等構造令」等に従って設計されることから、それら規定に準拠しつつダム本体のデザインなどの景観配慮が必要である。また、ダム堤体以外の管理棟や取水塔などの建屋の形状、貯水池周辺の法面緑化、**防護柵**の**色彩・素材**等についても景観配慮の検討が必要となる。

ため池は、長年にわたる稲作と人との関わりの中で形成されてきた歴史のある施設が多く、農業用水としての利水機能のほか、洪水調整などの防災、生態系保全、景観形成、地域住民の憩いの場としての親水、環境教育の実践など多くの機能を有する場合がある。特に、自然の湖沼と違い、人為的な操作により水位が年間周期で大きく変動するという特徴や、様々な植物、水生昆虫、魚類、両生類、鳥類などが生育・生息するなど、多様な要素が混在するという特徴がある。

ため池の主な構成要素は、堤体、洪水吐、取水設備と貯水池及びその周辺施設などからなる。施設の整備に当たっては各種基準類のほか、構造物の基本的な要件（安全性、経済性、管理作業性など）を十分確保の上、景観配慮対策を講ずることが必要である。また、ため池周辺の雑木林等の植生は、貯水池とともに良好な景観を構成する重要な要素となるため、周辺区域を含め景観配慮対策を検討することが必要である。

ダム及びため池の防護柵等の景観配慮に際しては、水路と同様に、**安全性の確保に加え、施設の形・色彩**といった視認性を確保した上で、**周辺景観との調和に配慮した検討が求められる。**

〔管理棟等建屋の屋根形状及び色彩を統一したデザインで設置したダム〕



（愛媛県東温市）

〔堤体護岸に自然石を使用し周辺の自然景観との調和に配慮したため池〕



（大阪府大東市）

（3）頭首工及びポンプ場等

河川に設ける工作物である頭首工は、その位置や形式などについては河川法に基づく「河川管理施設等構造令」等に従って設計され、その形式として、全固定堰、複合堰、全可動堰がある。

頭首工の新設・改修に当たっては、施設全体の色彩やゲート及びゲート巻き上

生み出すのに対し、フィルダムは、岩石、砂礫、土などの材料で構成されるため堤体の斜面勾配も緩くなり、材質の特徴と併せて自然となじみやすいとされている。

ダムの建設は土地改良事業計画設計基準のほか、河川法の適用を受ける河川では「河川管理施設等構造令」等に従って設計されることから、それら規定に準拠しつつダム本体のデザインなどの景観配慮が必要である。また、ダム堤体以外の管理棟や取水塔などの建屋の形状、貯水池周辺の法面緑化、**防護柵**の**色彩・素材**等についても景観配慮の検討が必要となる。

ため池は、長年にわたる稲作と人との関わりの中で形成されてきた歴史のある施設が多く、農業用水としての利水機能のほか、洪水調整などの防災、生態系保全、景観形成、地域住民の憩いの場としての親水、環境教育の実践など多くの機能を有する場合がある。特に、自然の湖沼と違い、人為的な操作により水位が年間周期で大きく変動するという特徴や、様々な植物、水生昆虫、魚類、両生類、鳥類などが生育・生息するなど、多様な要素が混在するという特徴がある。

ため池の主な構成要素は、堤体、洪水吐、取水設備、管理施設と貯水池及びその周辺施設などからなる。施設の整備に当たっては各種基準類のほか、河川法の適用を受ける河川では河川法等の規定を遵守し設計されるものであることから、構造物の基本的な要件（安全性、経済性、管理作業性など）を十分確保の上、景観配慮対策を講ずることが必要である。また、ため池周辺の雑木林等の植生は、貯水池とともに良好な景観を構成する重要な要素となるため、周辺区域を含め景観配慮対策を検討することが必要である。

ダム及びため池の防護柵等の景観配慮に際しては、水路と同様に、**安全性の確保に加え、施設の形・色彩**といった視認性を確保した上で、**周辺景観との調和に配慮した検討が求められる。**

〔管理棟等建屋の屋根形状及び色彩を統一したデザインで設置したダム〕



（愛媛県東温市）

〔堤体護岸に自然石を使用し周辺の自然景観との調和に配慮したため池〕



（大阪府大東市）

（3）頭首工及びポンプ場等

河川に設ける工作物である頭首工は、その位置や形式などについては河川法に基づく「河川管理施設等構造令」等に従って設計され、その形式として、全固定堰、複合堰、全可動堰がある。

げ機、建屋の形状・色彩、管理橋の色彩や高欄の形状などについて、景観配慮対策の検討が必要である。また、河川区域内には遮蔽（しゃへい）物が少ないことから、近隣の橋梁、河川堤防上の道路及び高水敷の遊歩道がある場合などは、それぞれから頭首工が視認しやすくなるため、適切な景観配慮対策を検討することが必要である。さらに、**管理橋を一般開放**し道路として共同利用する場合は、道路が周辺景観等を眺める視点場となることにも留意する。

ポンプ場の主な構成要素は、吸・吐水槽、ポンプ設備等を収納・保護する建屋、除塵機などの**附帯施設**に区分される。

ポンプ場の新設・改修に当たっては、特に吸・吐水槽や**高架水槽**、**調圧水槽**、建屋の存在が地域景観へ与える影響が大きくなる場合があることから、これまで多くの建屋の形状や色彩等について景観配慮対策が実施されている。また、施設周辺の土地利用状況により「まなざし量^{注1}」が大きく異なる場合があることに留意しつつ、適切な配慮対策を検討する必要がある。

〔ゲート機械室等を周辺景観になじむ色彩とした頭首工〕



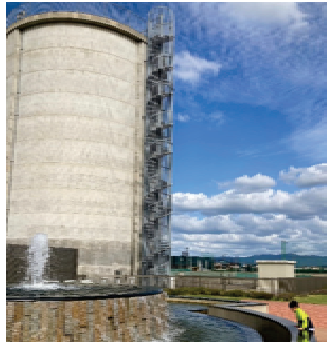
（北海道愛別町）

〔周辺景観になじむ色彩等を採用したポンプ場（排水機場）〕



（新潟県新潟市）

〔親水空間を併設した調圧水槽〕



（福井県坂井市）

注1）「まなざし量」
ある場所から視対象を眺める頻度（人数）、時間のことをいう。

頭首工の新設・改修に当たっては、施設全体の色彩やゲート及びゲート巻き上げ機、建屋の形状・色彩、管理橋の色彩や高欄の形状などについて、景観配慮対策の検討が必要である。また、河川区域内には遮蔽（しゃへい）物が少ないことから、近隣の橋梁、河川堤防上の道路及び高水敷の遊歩道がある場合などは、それぞれから頭首工が視認しやすくなるため、適切な景観配慮対策を検討することが必要である。さらに、**管理橋を一般開放**し道路として共同利用する場合は、道路が周辺景観等を眺める視点場となることにも留意する。

ポンプ場の主な構成要素は、吸・吐水槽、ポンプ設備等を収納・保護する建屋、除塵機などの**附帯施設**に区分される。

ポンプ場の新設・改修に当たっては、特に吸・吐水槽や**高架水槽**、**調圧水槽**、建屋の存在が地域景観へ与える影響が大きくなる場合があることから、これまで多くの建屋の形状や色彩等について景観配慮対策が実施されている。また、施設周辺の土地利用状況により「まなざし量^{注1}」が大きく異なる場合があることに留意しつつ、適切な配慮対策を検討する必要がある。

〔ゲート機械室等を周辺景観になじむ色彩とした頭首工〕



（北海道愛別町）

〔周辺景観になじむ色彩等を採用したポンプ場（排水機場）〕



（新潟県新潟市）

〔親水空間を併設した調圧水槽〕



（福井県坂井市）

注1）「まなざし量」
ある場所から視対象を眺める頻度（人数）、時間のことをいう。

3.3 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、周辺景観との調和に視点を置き、景観配慮の基本原則を踏まえつつ、調査、計画、設計の各段階を通じて行うことが必要である。

検討に当たっては、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO、有識者等が参画する仕組みを整備し、地域の景観形成を成り立たせている条件や歴史的な意味合いに沿った景観配慮対策について検討を行うなど、地域が一体となった取組を進めることが重要である。

【解 説】

1. 景観配慮の基本原則

景観配慮における基本原則として、「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。また、複数の基本原則を組み合わせることもある。

(1) 除去・遮蔽

除去・遮蔽とは、景観の質を低下させる要因を取り除いたり隠したりすることであり、景観の質を維持するための配慮のひとつである。景観の質の低下をもたらすと懸念される施設など、景観の質を低下させる負の要素（現状の景観に違和感をもたらす、秩序を乱す要素）に対して適用する景観配慮の基本的な対策である。

なお、植樹による遮蔽を検討する場合、植樹後の維持管理として剪定作業や落ち葉の管理などが定期的に必要となることについて、事前に施設管理者に合意を得る必要がある。

[ファームボンドを地下埋設した例]



(岩手県一戸町)

[施設を植樹により遮蔽した例]



(岐阜県可児市)

(2) 修景・美化

修景・美化とは、新たな構造物の設置や既設構造物の改修の際に、周辺構造物と形、色彩、素材などを揃えたり、植栽などの美化要素を加えたりすることで、周辺景観に違和感を与えないよう、なじませる対策である。

[建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例]



(沖縄県伊是名村)

[法面への植栽により美化要素を追加した例]



(青森県五所川原市)

3.3 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、周辺景観との調和に視点を置き、景観配慮の基本原則を踏まえつつ、調査、計画、設計の各段階を通じて行うことが必要である。

検討に当たっては、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO、有識者等が参加する組織を構築し、地域の景観形成を成り立たせている条件や歴史的な意味合いに沿った景観配慮対策について検討を行うなど、地域が一体となった取組を進めることが重要である。

【解 説】

1. 景観配慮の基本原則

景観配慮における基本原則として、「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。また、複数の基本原則を組み合わせることもある。

(1) 除去・遮蔽

除去・遮蔽とは、景観の質を低下させる要因を取り除いたり隠したりすることであり、景観の質を維持するための配慮のひとつである。景観の質の低下をもたらすと懸念される施設など、景観の質を低下させる負の要素（現状の景観に違和感をもたらす、秩序を乱す要素）に対して適用する景観配慮の基本的な対策である。

なお、植樹による遮蔽を検討する場合、植樹後の維持管理として剪定作業や落ち葉の管理などが定期的に必要となることについて、事前に施設管理者に合意を得る必要がある。

[ファームボンドを地下埋設した例]



(岩手県一戸町)

[施設を植樹により遮蔽した例]



(岐阜県可児市)

(2) 修景・美化

修景・美化とは、新たな構造物の設置や既設構造物の改修の際に、周辺構造物と形、色彩、素材などを揃えたり、植栽などの美化要素を加えたりすることで、周辺景観に違和感を与えないよう、なじませる対策である。

[建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例]



(沖縄県伊是名村)

[法面への植栽により美化要素を追加した例]



(青森県五所川原市)

(3) 保全

保全とは、長い年月をかけた営農活動を通じて形成されてきた農村文化を現す景観を守るため、営農活動によって形成された土地利用の形状や秩序に混乱をもたらす要素の侵入、介入を防ぎ、農村の文化的価値を維持していくための対策である。

〔棚田の景観を保全した例〕



(岐阜県恵那市)

〔水路橋を現状のまま整備し保全した例〕



(熊本県山都町)

(4) 創造

創造とは、新たに要素を付加することで、新たな空間調和を創出するものである。

空間調和を実現していく上では高度な考え方で、除去・遮蔽、修景・美化、保全というプロセスを踏まえた上で、より高い景観の質を目指す場合に用いられる対策である。

〔管水路上部利用により親水空間を創造した例〕



(福井県永平寺町)

(3) 保全

保全とは、長い年月をかけた営農活動を通じて形成されてきた農村文化を現す景観を守るため、営農活動によって形成された土地利用の形状や秩序に混乱をもたらす要素の侵入、介入を防ぎ、農村の文化的価値を維持していくための対策である。

〔棚田の景観を保全した例〕



(岐阜県恵那市)

〔水路橋を現状のまま整備し保全した例〕



(熊本県山都町)

(4) 創造

創造とは、新たに要素を付加することで、新たな空間調和を創出するものである。

空間調和を実現していく上では高度な考え方で、除去・遮蔽、修景・美化、保全というプロセスを踏まえた上で、より高い景観の質を目指す場合に用いられる対策である。

〔管水路上部利用により親水空間を創造した例〕



(福井県永平寺町)

【参考資料 3-1】

〔基本原則の補足資料〕

前述の景観配慮の基本原則について、更に理解等を深めるため、整備対象施設の周辺土地利用状況及び視点場からの写真等を参考に示す。

(1) 除去・遮蔽

①ファームボンドを地下埋設した例

国営かんがい排水事業 馬淵川沿岸地区 上家向ファームボンド（岩手県一戸町）

新設するファームボンドが丘陵地の稜線から突出し周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、地下埋設により構造物を隠すことで良好な景観を維持している。



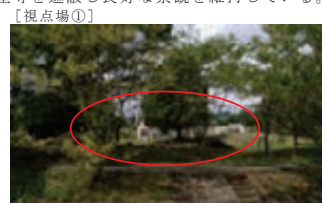
〔視点場②〕



②施設を植樹により遮蔽した例

県営農業集落排水事業 長洞地区 農業集落排水施設（岐阜県可児市）

新設する集落排水処理施設の建屋等が林地等で構成される周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、植樹を行うことにより、建屋等を遮蔽し良好な景観を維持している。



〔視点場②〕



【参考資料 3-1】

〔基本原則の補足資料〕

前述の景観配慮の基本原則について、更に理解等を深めるため、整備対象施設の周辺土地利用状況及び視点場からの写真等を参考に示す。

(1) 除去・遮蔽

①ファームボンドを地下埋設した例

国営かんがい排水事業 馬淵川沿岸地区 上家向ファームボンド（岩手県一戸町）

新設するファームボンドが丘陵地の稜線から突出し周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、地下埋設により構造物を隠すことで良好な景観を維持している。



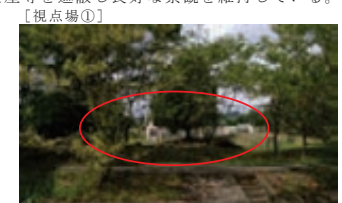
〔視点場②〕



②施設を植樹により遮蔽した例

県営農業集落排水事業 長洞地区 農業集落排水施設（岐阜県可児市）

新設する集落排水処理施設の建屋等が林地等で構成される周辺景観に違和感をもたらす可能性があったため、植樹を行うことにより、建屋等を遮蔽し良好な景観を維持している。



〔視点場②〕



(2) 修景・美化

①建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例

国営かんがい排水事業 伊是名地区 中央管理所（沖縄県伊是名村）

新設する管理施設建屋の形状、色彩を地域の伝統的な建築様式である赤瓦屋根とすることにより、周辺景観になじませ、違和感を軽減させている。

〔視点場①〕



〔視点場②〕



②法面への植栽により美化要素を追加した例

国営かんがい排水事業 小田川二期地区 小田川ダム（青森県五所川原市）

ダム管理施設周辺のコンクリート法面保護工の改修に際し、植栽による緑化工法により、美化要素を加え周辺の緑地景観に違和感を与えない配慮を行っている。

〔視点場①〕



(2) 修景・美化

①建屋の形状、色彩を周辺景観と調和させた例

国営かんがい排水事業 伊是名地区 中央管理所（沖縄県伊是名村）

新設する管理施設建屋の形状、色彩を地域の伝統的な建築様式である赤瓦屋根とすることにより、周辺景観になじませ、違和感を軽減させている。

〔視点場①〕



〔視点場②〕



②法面への植栽により美化要素を追加した例

国営かんがい排水事業 小田川二期地区 小田川ダム（青森県五所川原市）

ダム管理施設周辺のコンクリート法面保護工の改修に際し、植栽による緑化工法により、美化要素を加え周辺の緑地景観に違和感を与えない配慮を行っている。

〔視点場①〕



(3) 保全

① 棚田の景観を保全した例

農用地総合整備事業 美濃東部区域 橋立団地（岐阜県恵那市）
区画整理に際し、可能な限り現状の区画形状に配慮した整備を行うことによって、美しい棚田の景観を保全した。



[視点場①]



[視点場②]



② 水路橋を現状のまま整備し保全した例

県営地域用水環境整備事業（歴史的施設保全型） 通潤橋地区 通潤橋（熊本県山都町）
老朽化した水路橋の補修に際し、施設の歴史上の文化的価値に配慮し、既存の石管、石橋構造のまま整備し農村の文化的価値を保全した。



[視点場①]



[視点場②]



(3) 保全

① 棚田の景観を保全した例

農用地総合整備事業 美濃東部区域 橋立団地（岐阜県恵那市）
区画整理に際し、可能な限り現状の区画形状に配慮した整備を行うことによって、美しい棚田の景観を保全した。



[視点場①]



[視点場②]



② 水路橋を現状のまま整備し保全した例

県営地域用水環境整備事業（歴史的施設保全型） 通潤橋地区 通潤橋（熊本県山都町）
老朽化した水路橋の補修に際し、施設の歴史上の文化的価値に配慮し、既存の石管、石橋構造のまま整備し農村の文化的価値を保全した。



[視点場①]



[視点場②]



(4) 創造

管水路上部利用により親水空間を創造した例

国営かんがい排水事業 九頭竜川下流地区 右岸幹線用水路、**団体**営地域用水機能増進事業九頭竜川**下流**地区（福井県永平寺町）

開水路から管水路への改修に際し、管水路の地下埋設により生じた水路上部敷地に自然石等を用いた親水水路（せせらぎ水路）と広場等を設け、地域住民の憩いの場を付加し、新たな空間調和を創造している。



[視点場①]



[視点場②]



[せせらぎ水路断面イメージ]



(4) 創造

管水路上部利用により親水空間を創造した例

国営かんがい排水事業 九頭竜川下流地区 右岸幹線用水路、**団体**営地域用水機能増進事業九頭竜川**下流**地区（福井県永平寺町）

開水路から管水路への改修に際し、管水路の地下埋設により生じた水路上部敷地に自然石等を用いた親水水路（せせらぎ水路）と広場等を設け、地域住民の憩いの場を付加し、新たな空間調和を創造している。



[視点場①]



[視点場②]



[せせらぎ水路断面イメージ]



【参考事例 3-1】

【複数の基本原則に該当する検討例】

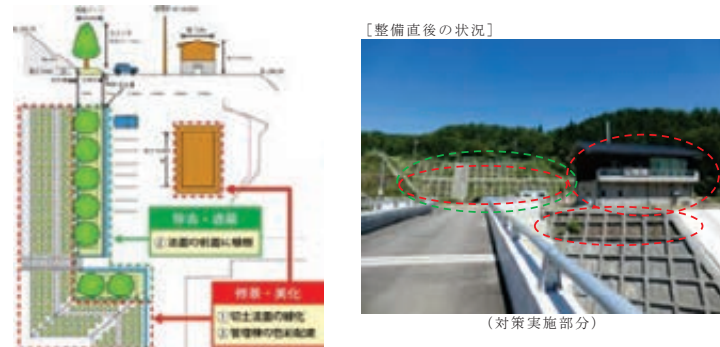
（国営かんがい排水事業 佐渡地区 外山ダム（新潟県佐渡市））

ダムの新設に当たり、左岸の切土法面及びその保護工であるコンクリート法枠の露出等による周辺の景観への影響を緩和するため、①切土法面の緑化（修景・美化）及び、②法面の前面に植樹（除去・遮蔽）を行うとともに、③管理棟の色彩配慮（修景・美化）を行っている。

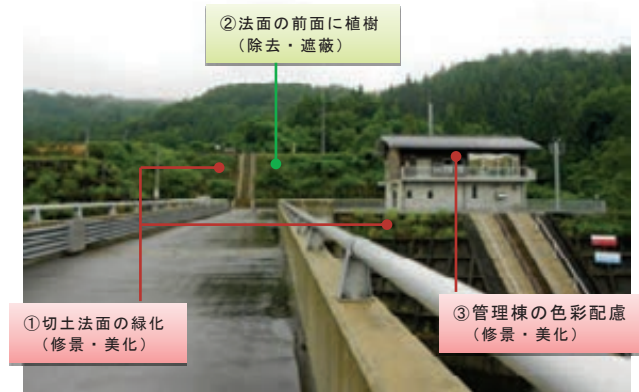
切土法面の緑化は、植物による自然的な要素により法面の露出を防ぎ、人工素材のコンクリート法枠の無機質な質感を和らげるとともに、その生長により法枠を覆い隠すものとなっている。

加えて、前面への植樹は、更なる遮蔽の効果を生み出すとともに、樹種として選定された、在来のカジノキ（クワ科コウゾ属）は、古来より神木として多く用いられるものであり文化的な要素を生み出し、ダム堤体や森林となじむよう明度・彩度を抑えた落ち着いた色彩とした管理棟建屋と相まって、良好な景観を形成している。

このように、視点場となるダム天端管理用道路からの眺望は、複数の基本原則を組み合わせることにより、各々の対策の効果が相乗的に発現し、単一の配慮対策と比べより一層周辺景観となじむものとなっている。



〔整備から4年後〕



【参考事例 3-1】

【複数の基本原則に該当する検討例】

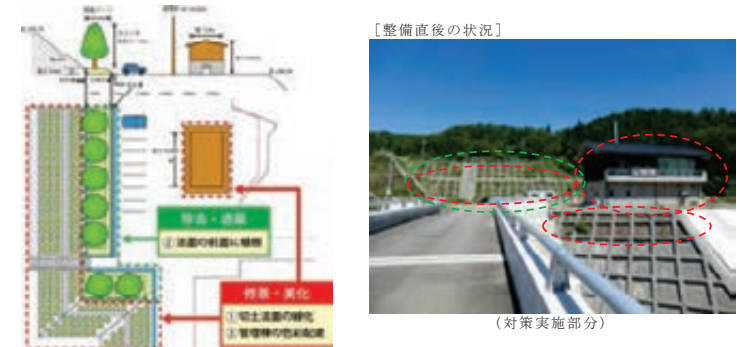
（国営かんがい排水事業 佐渡地区 外山ダム（新潟県佐渡市））

ダムの新設に当たり、左岸の切土法面及びその保護工であるコンクリート法枠の露出等による周辺の景観への影響を緩和するため、①切土法面の緑化（修景・美化）及び、②法面の前面に植樹（除去・遮蔽）を行うとともに、③管理棟の色彩配慮（修景・美化）を行っている。

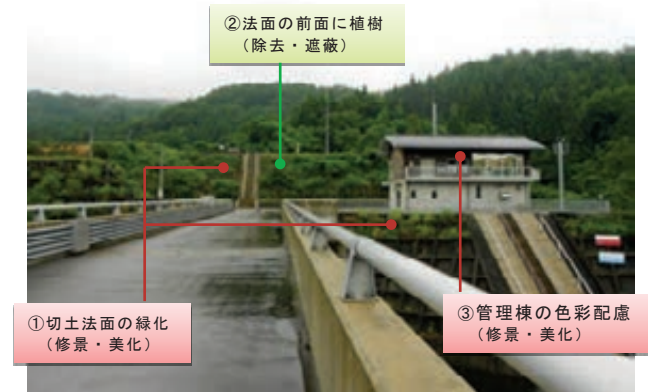
切土法面の緑化は、植物による自然的な要素により法面の露出を防ぎ、人工素材のコンクリート法枠の無機質な質感を和らげるとともに、その生長により法枠を覆い隠すものとなっている。

加えて、前面への植樹は、更なる遮蔽の効果を生み出すとともに、樹種として選定された、在来のカジノキ（クワ科コウゾ属）は、古来より神木として多く用いられるものであり文化的な要素を生み出し、ダム堤体や森林となじむよう明度・彩度を抑えた落ち着いた色彩とした管理棟建屋と相まって、良好な景観を形成している。

このように、視点場となるダム天端管理用道路からの眺望は、複数の基本原則を組み合わせることにより、各々の対策の効果が相乗的に発現し、単一の配慮対策と比べより一層周辺景観となじむものとなっている。



〔整備から4年後〕



2. 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、以下の手順で進める。

- ①調査：景観計画等の既存計画の確認とともに、地域景観特性などの概況把握を行う概査の後、整備対象施設周辺の景観特性や事業実施による周辺景観への影響の把握を行う精査を実施する。
- ②計画：調査で確認された既存計画等の内容を踏まえつつ、整備対象施設の景観配慮方針となる**景観に配慮した計画**（以下「景観配慮計画」という。）を作成する。
- ③設計：景観配慮計画の内容を踏まえた、具体的な景観との調和に配慮した設計案を作成する。さらに、設計案に対する地域住民や有識者等からの意見を踏まえつつ、景観との調和に配慮した設計を決定する。
- ④施工及び維持管理：整備対象施設の施工の留意事項を取りまとめ、関係者間で周知徹底を図るとともに、施工中の住民参加方策などについても検討し、施設の維持管理における地域住民など多様な主体が参加した体制づくりを進め、施設の定期的な点検、補修などによる適切な維持管理を図る。

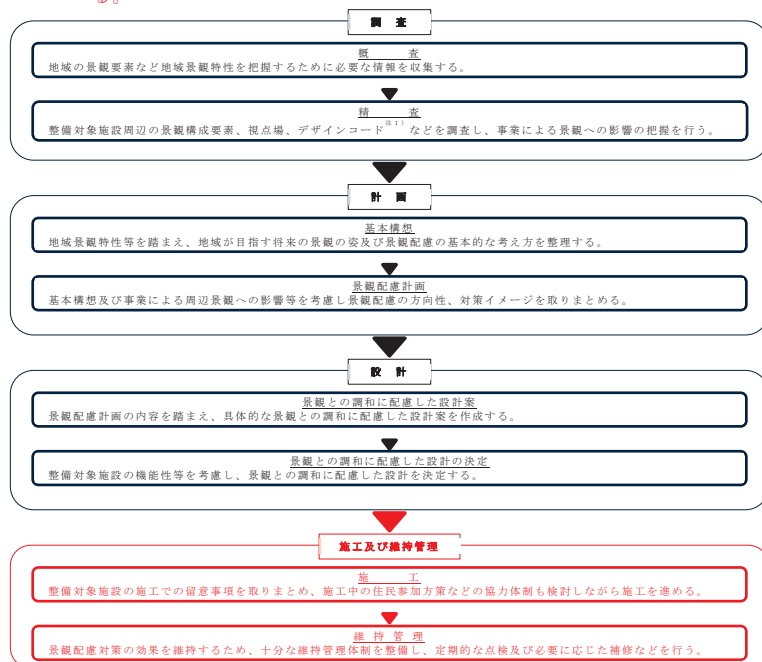


図 3-3 景観配慮対策フロー

注1）「デザインコード」

「農村における景観配慮の技術マニュアル・デザインコード活用手法・視点場設定手法」（以下「景観配慮の技術マニュアル」という。）では、景観を構成する要素の「あり方」及びその「組合せ」についての視覚的な約束事（「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性）とされており、景観との調和を検討する上で重要な手掛かりとなるものである。

2. 景観配慮対策の進め方

景観配慮対策の検討は、以下の手順で進める。

- ①調査：景観計画等の既存計画の確認とともに、地域景観特性などの概況把握を行う概査の後、整備対象施設周辺の景観特性や事業実施による周辺景観への影響の把握を行う精査を実施する。
- ②計画：調査で確認された既存計画等の内容を踏まえつつ、整備対象施設の景観配慮方針となる**景観に配慮した計画**（以下「景観配慮計画」という。）を作成する。
- ③設計：景観配慮計画の内容を踏まえた、具体的な景観との調和に配慮した設計案を作成する。さらに、設計案に対する地域住民や有識者等からの意見を踏まえつつ、景観との調和に配慮した設計を決定する。
- ④施工及び維持管理：整備対象施設の施工の留意事項を取りまとめ、関係者間で周知徹底を図るとともに、施工中の住民参加方策などについても検討し、施設の維持管理における地域住民など多様な主体が参加した体制づくりを進め、施設の定期的な点検、補修などによる適切な維持管理を図る。



図 3-3 景観配慮対策フロー

注1）「デザインコード」

「農村における景観配慮の技術マニュアル・デザインコード活用手法・視点場設定手法」（以下「景観配慮の技術マニュアル」という。）では、景観を構成する要素の「あり方」及びその「組合せ」についての視覚的な約束事（「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性）とされており、景観との調和を検討する上で重要な手掛かりとなるものである。

3. 景観配慮の取組における住民等の参画の重要性

地域において、景観形成の取組を将来にわたり持続するためには、地域住民が地域の景観を地域資源であると認識することが重要となる。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）から意見を聴取し、地域の景観形成を成り立たせている仕組みや、歴史的な意味合いについて検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。事業主体は意見聴取等を通じ、景観配慮対策について有識者等の助言を得て、様々な意見の調整を担うことが重要である。

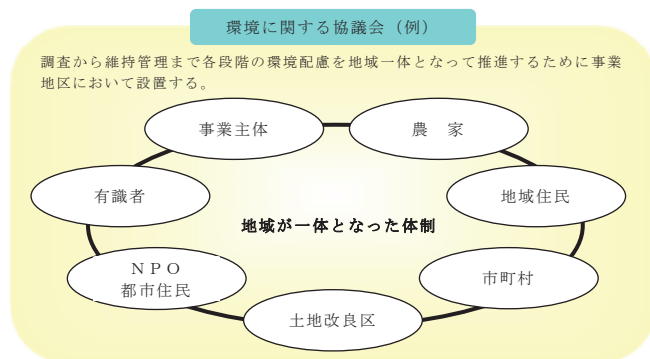
さらに、ワークショップや集落・環境点検（集落点検）、植栽など、様々な機会を通じて、地域景観についての認識や景観形成の意識の醸成を図り、事業完了後も継続的に地域が主体となった景観形成の取組が展開されるようにすることが求められる。こうした地域の主体性を育む方策として、調査や住民参加型直営施工など“実体験が伴う作業場面での参加”の機会を設け、地域住民の景観配慮対策への理解や施設等への愛着感の醸成、地域における景観形成にかかるスキルアップや組織づくりを支援することも重要となる。

また、景観配慮対策におけるワークショップ等の地域住民との協議の場では、地域の景観の状況や景観配慮対策の意図、さらに整備対象施設の耐久性、必要となる管理作業等のメリットとデメリットを地域住民に丁寧に説明し、地域の意向を把握することが重要となる。こうした地域住民との協議の場では、景観配慮対策の検討を充実させるために、自治会長や多面的機能支払交付金の活動組織、地域リーダー等地域活動を担う人材の参加を促すことが望ましい。

維持管理体制の検討に当たっては、地域住民等が施設をどのように利用していくかといった視点が重要となることから、状況に応じて施設利用に関係する組織や主体を管理体制に組み込むといった方策も選択肢のひとつとなる。

【参考資料 3-2】

〔地域住民等の参画による景観配慮の取組体制〕



3. 景観配慮の取組における住民等の参画の重要性

地域において、景観形成の取組を将来にわたり持続するためには、地域住民が地域の景観を地域資源であると認識することが重要となる。

このため、事業主体は、農家を含む地域住民、多面的機能支払交付金の活動組織、市町村、土地改良区、NPO、有識者（学識経験者、研究機関の職員、郷土史家、コンサルタント等）が参画する協議会等の組織をつくり、地域の景観形成を成り立たせている仕組みや、歴史的な意味合いについて検討を行うなど地域が一体となった取組となるよう努めるものとする。事業主体は協議会の場等を通じ、景観配慮対策について有識者等の助言を得て、様々な意見の調整を担うことが重要である。

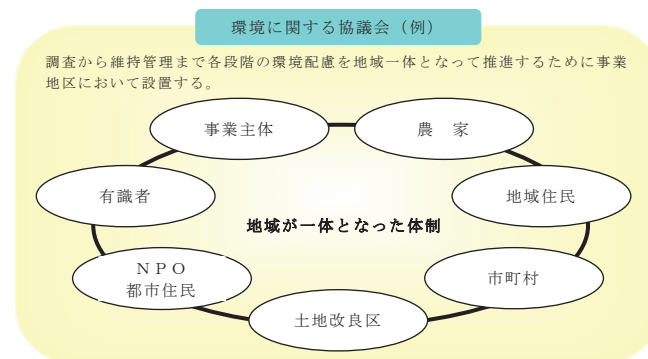
さらに、ワークショップや集落・環境点検（集落点検）、植栽など、様々な機会を通じて、地域景観についての認識や景観形成の意識の醸成を図り、事業完了後も継続的に地域が主体となった景観形成の取組が展開されるようにすることが求められる。こうした地域の主体性を育む方策として、調査や住民参加型直営施工など“実体験が伴う作業場面での参加”の機会を設け、地域住民の景観配慮対策への理解や施設等への愛着感の醸成、地域における景観形成にかかるスキルアップや組織づくりを支援することも重要となる。

また、景観配慮対策におけるワークショップ等の地域住民との協議の場では、地域の景観の状況や景観配慮対策の意図、さらに整備対象施設の耐久性、必要となる管理作業等のメリットとデメリットを地域住民に丁寧に説明し、地域の意向を把握することが重要となる。こうした地域住民との協議の場では、景観配慮対策の検討を充実させるために、自治会長や多面的機能支払交付金の活動組織、地域リーダー等地域活動を担う人材の参加を促すことが望ましい。

維持管理体制の検討に当たっては、地域住民等が施設をどのように利用していくかといった視点が重要となることから、状況に応じて施設利用に関係する組織や主体を管理体制に組み込むといった方策も選択肢のひとつとなる。

【参考資料 3-2】

〔地域住民等の参画による景観配慮の取組体制〕



第4章 調査及び計画

4.1 調査

4.1.1 調査の進め方

調査では、地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を段階的に行う。
概査により、地域全体の景観的な特徴の把握など概略的な検討を行い、精査により整備対象施設周辺を対象とする詳細な調査を実施する。

【解 説】

1. 調査の目的

調査は、地域の景観特性やデザインコード等を把握するとともに、地域の景観形成の方向性等を明らかにする上で必要な情報や事業による周辺景観への影響の把握などを行うための情報や資料を収集・整理、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 概査の実施

概査では、事業区域の関係市町村等を調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により地域景観特性の概況（景観構成要素及びデザインコード等）を整理する。特に、現在の地域景観となった成り立ちや要因を把握する視点も重要である。

(2) 精査の実施

精査では、概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査や聞き取り調査などの詳細な調査を行い、整備対象施設周辺の景観特性及び事業による周辺景観への影響等の把握を行う。

3. 調査の留意点

調査段階から地域住民が参加し、地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、有識者等との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが望ましい。
また、景観に関する情報は、気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと、物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚では捉えられない意味のある空間を形成していること、視点と視対象の関係によっては情報が変化すること等を意識しながら調査を実施する必要がある。

第4章 調査及び計画

4.1 調査

4.1.1 調査の進め方

調査では、地域の景観に関する情報を収集し、景観の特性及び事業による景観への影響の把握等を段階的に行う。
概査により、地域全体の景観的な特徴の把握など概略的な検討を行い、精査により整備対象施設周辺を対象とする詳細な調査を実施する。

【解 説】

1. 調査の目的

調査は、地域の景観特性やデザインコード等を把握するとともに、地域の景観形成の方向性等を明らかにする上で必要な情報や事業による周辺景観への影響の把握などを行うための情報や資料を収集・整理、分析することを目的とする。

2. 調査の手順

(1) 概査の実施

概査では、事業区域の関係市町村等を調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により地域景観特性の概況（景観構成要素及びデザインコード等）を整理する。特に、現在の地域景観となった成り立ちや要因を把握する視点も重要である。

(2) 精査の実施

精査では、概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査や聞き取り調査などの詳細な調査を行い、整備対象施設周辺の景観特性及び事業による周辺景観への影響等の把握を行う。

3. 調査の留意点

調査段階から地域住民が参加し、地域の景観特性の再認識が行われるよう促すとともに、有識者等との十分な連携を図りながら調査を進めていくことが望ましい。
また、景観に関する情報は、気象や季節等、時間的な変化を伴うものが多いこと、物的情報に人文情報が複合的に絡まり、視覚では捉えられない意味のある空間を形成していること、視点と視対象の関係によっては情報が変化すること等を意識しながら調査を実施する必要がある。

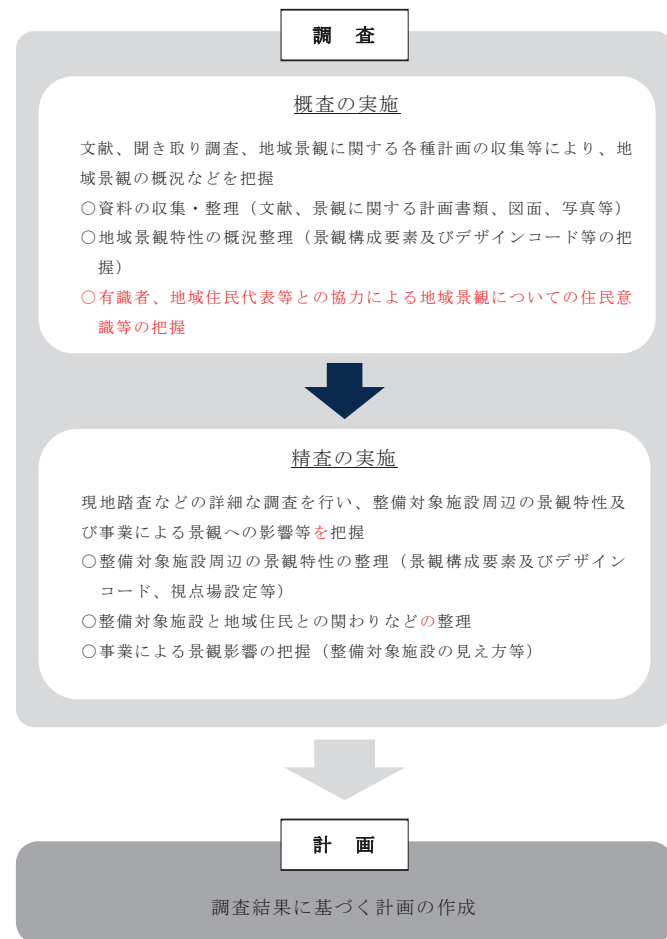


図 4-1 調査フロー

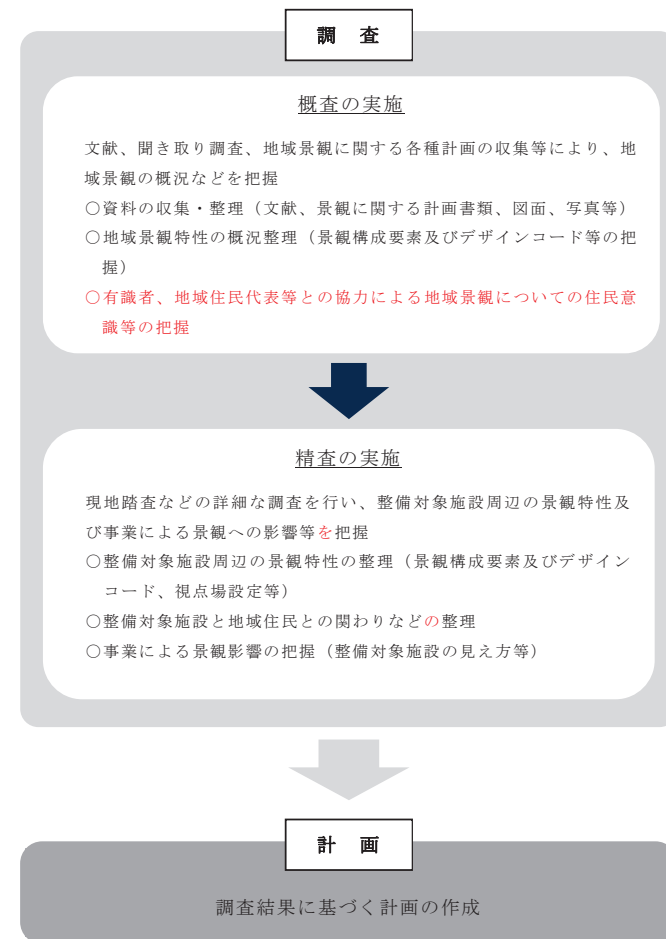


図 4-1 調査フロー

令和6年度第2回（2月27日）時点

4.1.2 概査の実施

田園環境整備マスタープラン等の既存計画・調査結果、地図資料などの文献調査を主として、必要に応じて現地踏査や聞き取り調査を実施し、地域景観の概況を把握する。

【解 説】
1. 概査の目的
概査は地域景観に関する情報を収集し、地域景観特性の把握とともに、ポイントを絞った精査及び景観配慮対策の検討を行うために地域景観に関する情報等の整理を行うものである。

2. 概査の内容
概査では、関係する地域において、田園環境整備マスタープラン、景観計画等の計画書、地形、土地利用、公共施設の位置等に関する図面、既存の空中写真、地域景観に係る写真、郷土史等の文献を収集するとともに、清掃活動や花壇づくり等の景観形成に係る地域活動などの情報を収集し整理する。なお、必要に応じて地域住民への聞き取り調査やアンケート調査などを実施し、地域景観に関する情報収集を行う。特に、地域景観の成り立ちの要因を把握することが重要である。

【参考資料 4-1】
[概査において有効な文献・資料例]

文献・資料名	概 要
田園環境整備マスタープラン、農村環境計画	市町村において作成されている農村地域の環境保全に関する基本計画。
景観条例、景観計画、景観ガイドライン	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める条例及び計画等。
地域計画	地域の話し合いにより農業の将来の在り方を考え、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるもの。
市町村総合計画	市町村の町づくりの基本的な計画であり、市町村の福祉や都市計画、環境等の全ての計画の基本となるもの。
都市計画	都市計画法の規定に基づき、都道府県又は市町村が定めるものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
緑の基本計画	都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
公園計画、管理計画	自然公園の保護と利用を適正に行うために国立・国定公園、都道府県立自然公園ごとに作成されるもので、施設の種類や配置、規制の強弱を定めており、規制計画と事業計画に大別される。
地形図	国土地理院により 1/25,000 地形図、空中写真等をデジタルデータとした「電子国土基本図」を整備。地図情報、オルソ画像、地名情報の3種類の情報が提供されており、インターネット上で閲覧も可能。また近年では、インターネットにより様々な地形に関する情報が容易に閲覧可能である。
土地利用基本計画図	都道府県における土地利用の方向性や、5地域区分の土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用基本計画書の添付図であり、国土交通省よりインターネット上で情報発信されている。
空中写真	市町村などが保有する既存の空中写真のほか、インターネット上で様々なものが配信されている。また、後述する小型UAV（ドローン）を用いた撮影も有効である。
農業農村に関わる景観百選等	農林水産祭むらづくり部門（公益財団法人日本農林漁業振興会）、ため池百選（農林水産省）、疏水百選（全国水土里ネット）、つなぐ棚田遺産（農林水産省）など、農村景観に係る様々なコンクール等が行われている。
市町村誌(史)	市町村の歴史について編纂した書物であり、市町村のホームページ等に簡略な年表が記載されていることも多い。
土地改良区誌(史)・水利誌(史)・事業誌(史)	地域（地区）の土地改良事業の成立過程や水利施設等の建設経緯などの情報が掲載されている。

令和6年度第1回（11月25日）時点

4.1.2 概査の実施

田園環境整備マスタープラン等の既存計画・調査結果、地図資料などの文献調査を主として、必要に応じて現地踏査や聞き取り調査を実施し、地域景観の概況を把握する。

【解 説】
1. 概査の目的
概査は地域景観に関する情報を収集し、地域景観特性の把握とともに、ポイントを絞った精査及び景観配慮対策の検討を行うために地域景観に関する情報等の整理を行うものである。

2. 概査の内容
概査では、関係する地域において、田園環境整備マスタープラン、景観計画等の計画書、地形、土地利用、公共施設の位置等に関する図面、既存の空中写真、地域景観に係る写真、郷土史等の文献を収集するとともに、清掃活動や花壇づくり等の景観形成に係る地域活動などの情報を収集し整理する。なお、必要に応じて地域住民への聞き取り調査やアンケート調査などを実施し、地域景観に関する情報収集を行う。特に、地域景観の成り立ちの要因を把握することが重要である。

【参考資料 4-1】
[概査において有効な文献・資料例]

文献・資料名	概 要
田園環境整備マスタープラン、農村環境計画	市町村において作成されている農村地域の環境保全に関する基本計画。
景観条例、景観計画、景観ガイドライン	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める条例及び計画等。
地域計画	地域の話し合いにより農業の将来の在り方を考え、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるもの。
市町村総合計画	市町村の町づくりの基本的な計画であり、市町村の福祉や都市計画、環境等の全ての計画の基本となるもの。
都市計画	都市計画法の規定に基づき、都道府県又は市町村が定めるものであり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
緑の基本計画	都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。
公園計画、管理計画	自然公園の保護と利用を適正に行うために国立・国定公園、都道府県立自然公園ごとに作成されるもので、施設の種類や配置、規制の強弱を定めており、規制計画と事業計画に大別される。
地形図	国土地理院により 1/25,000 地形図、空中写真等をデジタルデータとした「電子国土基本図」を整備。地図情報、オルソ画像、地名情報の3種類の情報が提供されており、インターネット上で閲覧も可能。また近年では、インターネットにより様々な地形に関する情報が容易に閲覧可能である。
土地利用基本計画図	都道府県における土地利用の方向性や、5地域区分の土地利用の調整等に関する事項を定めた土地利用基本計画書の添付図であり、国土交通省よりインターネット上で情報発信されている。
空中写真	市町村などが保有する既存の空中写真のほか、インターネット上で様々なものが配信されている。また、後述する小型UAV（ドローン）を用いた撮影も有効である。
農業農村に関わる景観百選等	農林水産祭むらづくり部門（公益財団法人日本農林漁業振興会）、ため池百選（農林水産省）、疏水百選（全国水土里ネット）、つなぐ棚田遺産（農林水産省）など、農村景観に係る様々なコンクール等が行われている。
市町村誌(史)	市町村の歴史について編纂した書物であり、市町村のホームページ等に簡略な年表が記載されていることも多い。
土地改良区誌(史)・水利誌(史)・事業誌(史)	地域（地区）の土地改良事業の成立過程や水利施設等の建設経緯などの情報が掲載されている。

- 32 -

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第1回（11月25日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの。		
【工作物の建設等】 工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【工作物の建設等】 高さが10mを超えるもの。 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの。 ただし、太陽光発電設備等にあつては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの。		

令和6年度第2回（2月27日）時点

(1) 関係計画の確認

関係市町村において景観計画等の地域景観に関する計画がある場合は、景観形成等に関する方針や整備対象施設周辺の規制等を把握し取りまとめる。

【参考資料 4-2】

【関係計画の整理例】			
名 称	〇〇市景観計画		
目 的	区域設定	区域設定の基本的な考え方	該当する整備対象施設
市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある景観を継承・発展させること。	景観計画区域（田園景域）	周辺の一体的な広がりのあるまとまった農地等については、周辺の自然環境とともに貴重な農業景観として、その保全に努める。また、都市計画区域等と連携しながら、建築物・工作物等の景観誘導や公共空間の修景・緑化等により、開放的で良好な景観を保全する。	〇〇排水機場 〇〇揚水機場
行為等の種類		制限行為等	
【建築物の建築等】 建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更。	【建築物の建築等】 高さが10mを超えるもの又は市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの。 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上の		

(2) 地域景観の概況把握

景観配慮計画の概定などに活用するため、自然環境、土地利用、歴史、文化及び地域景観を特徴付けるデザインコード等について、概査で収集する資料等により、地域景観の概況を把握する。なお、法面の緑化の検討が必要な場合は、種の選定の際、地域で推奨する植物や外来種について聞き取りや文献等で把握することが必要である。

【参考資料 4-3】

〔無人航空機（小型UAV）の活用による景観の概況把握〕

近年、マルチコプタ（電動マルチロータヘリコプタ）に代表されるラジコン操作可能な小型UAV（ドローン）が注目を集めており、技術の進歩に伴う高性能化と低価格化により様々な分野において普及が進んでいる。農業農村の現場においても、小型UAVで撮影した空中写真等の活用が、測量や施設の点検・メンテナンスまで、様々な分野で活用されている。

小型UAVによる空撮は、必要な時期、必要な場所の広範な情報の収集が可能で、広範な地域を対象とした景観情報の収集や、整備対象施設の見え方などの三次元的な検討が必要となる景観配慮に関わる現地調査においても有効である。

〔小型UAVのイメージ〕



■マルチコプタの例（平成30年）
重量：約1kg程度（バッテリー含む）
巡航速度：約15m/s（水平）
航続時間：約25分
目視距離限界：約500m程度
耐風速度：約5m/s程度
電波距離限界：約1,000m程度

〔上空から斜めに地上を俯瞰した空中写真〕



〔上空から真下を撮影した空中写真〕



1. 飛行撮影の留意点

小型UAVによる飛行撮影に当たっては、安全対策の徹底と法令の遵守に留意しつつ行わなければならない。人家のある場所（市街地）、人通りのある場所では飛行しない、天候（特に風）などには細心の注意を払い、無理な飛行はしないなど、十分な余裕を持った飛行計画が必要であり、バッテリー残量の確認、コンパスキャリブレーションなど機体の安全確認や操作技術の訓練などが必要である。

関係法令には航空法や電波法などがあるが、関係法令改正の動きにも十分留意する必要がある。航空法の一部改正（令和3年6月11日施行）により、ドローン等の無人航空機の機体認証制度、操縦ライセンス制度等が創設され、規制対象となる無人航空機の重量（機体本体とバッテリーの重量の合計）も100g以上と定められた。詳細については、国土交通省のホームページなどにおいて、最新の情報を確認することができる。

(2) 地域景観の概況把握

景観配慮計画の概定などに活用するため、自然環境、土地利用、歴史、文化及び地域景観を特徴付けるデザインコード等について、概査で収集する資料等により、地域景観の概況を把握する。なお、法面の緑化の検討が必要な場合は、種の選定の際、地域で推奨する植物や外来種について聞き取りや文献等で把握することが必要である。

【参考資料 4-3】

〔無人航空機（小型UAV）の活用による景観の概況把握〕

近年、マルチコプタ（電動マルチロータヘリコプタ）に代表されるラジコン操作可能な小型UAV（ドローン）が注目を集めており、技術の進歩に伴う高性能化と低価格化により様々な分野において普及が進んでいる。農業農村の現場においても、小型UAVで撮影した空中写真等の活用が、測量や施設の点検・メンテナンスまで、様々な分野で活用されている。

小型UAVによる空撮は、必要な時期、必要な場所の広範な情報の収集が可能で、広範な地域を対象とした景観情報の収集や、整備対象施設の見え方などの三次元的な検討が必要となる景観配慮に関わる現地調査においても有効である。

〔小型UAVのイメージ〕



■マルチコプタの例（平成30年）
重量：約1kg程度（バッテリー含む）
巡航速度：約15m/s（水平）
航続時間：約25分
目視距離限界：約500m程度
耐風速度：約5m/s程度
電波距離限界：約1,000m程度

〔上空から斜めに地上を俯瞰した空中写真〕



〔上空から真下を撮影した空中写真〕



1. 飛行撮影の留意点

小型UAVによる飛行撮影に当たっては、安全対策の徹底と法令の遵守に留意しつつ行わなければならない。人家のある場所（市街地）、人通りのある場所では飛行しない、天候（特に風）などには細心の注意を払い、無理な飛行はしないなど、十分な余裕を持った飛行計画が必要であり、バッテリー残量の確認、コンパスキャリブレーションなど機体の安全確認や操作技術の訓練などが必要である。

関係法令には航空法や電波法などがあるが、関係法令改正の動きにも十分留意する必要がある。航空法の一部改正（令和3年6月11日施行）により、ドローン等の無人航空機の機体認証制度、操縦ライセンス制度等が創設され、規制対象となる無人航空機の重量（機体本体とバッテリーの重量の合計）も100g以上と定められた。詳細については、国土交通省のホームページなどにおいて、最新の情報を確認することができる。

2. 小型UAV空撮画像を用いた三次元モデル（三次元空中写真）の生成

景観配慮をより高度に実施していくためには、平面や立面での検討に加えて、三次元での検討が必要となってくる。近年では、小型UAV空撮と三次元形状復元技術を用いることにより、対象とする地物や地域の三次元モデル（三次元空中写真）が比較的容易に得られるようになってきている。三次元形状復元技術は、複数の画像からカメラの撮影位置を推定し、撮影画像中の特徴点（被写体）の三次元分布を推定する技術（SfM: Structure from Motion）と、SfMで推定したモデルから高密度の三次元点群を構成する技術（MVS: Multi-View Stereo）を組み合わせることにより、被写体の三次元形状を復元できる技術である。

小型UAV空撮画像を基にSfMソフトウェアを用いて生成した三次元モデルからは、地形や地表面の傾斜や凹凸などの詳細な状況の把握が可能となるだけでなく、三次元-CAD（Computer-aided design: コンピュータによる設計支援ツール）などと組み合わせることにより、高度な景観シミュレーション画像の作成なども可能である。

[SfMソフトウェアによる処理の状況]



[SfMソフトウェアで生成した三次元空中写真]



3. 景観配慮における小型UAV空撮・三次元形状復元技術の活用可能性

① 適時・高解像度・三次元での広域調査

従来までの地図や空中写真などでは困難であった高解像度（施設や農地一筆ごとに確認可能）かつ適時性を有する（数年前などではなく、今を調査）広域での調査が可能である。

② 俯瞰的な視点からの景観づくり

小型UAV等を用いた空撮による俯瞰的な視点は、住民参加などによる景観づくり、施設や農地などの点や狭い範囲にとどまりがちな検討の視野を広げる上で有効な手段。また、動画の活用や3Dpdf形式などで担当者や住民等間で情報共有することが可能である。

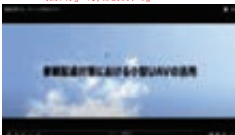
③ 立面から平面のシームレスな検討

写真等を用いた立面の検討と地図を用いた平面の検討をシームレスに（途切れなく）行うことが可能である。例えば、視点場の検討（可視範囲などの検討）や各種景観シミュレーションへの応用が考えられる。作成される三次元モデルは三次元-CADや3Dプリンタなどの三次元造形技術とも親和性が高く、コンピュータグラフィックを用いたシミュレーションや3Dプリンタで作成した景観模型を用いた検討なども可能である。

4. 小型UAV活用動画の公開

農業農村整備事業での景観配慮対策における小型UAVの活用に当たる基礎的な留意事項や注意点、活用方法などを解説した動画（令和元年度作成）を公開している。

〔「景観配慮対策における小型UAVの活用」解説動画〕



https://www.youtube.com/watch?v=5bF0WGdR-aI&ab_channel=maffchannel

2. 小型UAV空撮画像を用いた三次元モデル（三次元空中写真）の生成

景観配慮をより高度に実施していくためには、平面や立面での検討に加えて、三次元での検討が必要となってくる。近年では、小型UAV空撮と三次元形状復元技術を用いることにより、対象とする地物や地域の三次元モデル（三次元空中写真）が比較的容易に得られるようになってきている。三次元形状復元技術は、複数の画像からカメラの撮影位置を推定し、撮影画像中の特徴点（被写体）の三次元分布を推定する技術（SfM: Structure from Motion）と、SfMで推定したモデルから高密度の三次元点群を構成する技術（MVS: Multi-View Stereo）を組み合わせることにより、被写体の三次元形状を復元できる技術である。

小型UAV空撮画像を基にSfMソフトウェアを用いて生成した三次元モデルからは、地形や地表面の傾斜や凹凸などの詳細な状況の把握が可能となるだけでなく、三次元-CAD（Computer-aided design: コンピュータによる設計支援ツール）などと組み合わせることにより、高度な景観シミュレーション画像の作成なども可能である。

[SfMソフトウェアによる処理の状況]



[SfMソフトウェアで生成した三次元空中写真]



3. 景観配慮における小型UAV空撮・三次元形状復元技術の活用可能性

① 適時・高解像度・三次元での広域調査

従来までの地図や空中写真などでは困難であった高解像度（施設や農地一筆ごとに確認可能）かつ適時性を有する（数年前などではなく、今を調査）広域での調査が可能である。

② 俯瞰的な視点からの景観づくり

小型UAV等を用いた空撮による俯瞰的な視点は、住民参加などによる景観づくり、施設や農地などの点や狭い範囲にとどまりがちな検討の視野を広げる上で有効な手段。また、動画の活用や3Dpdf形式などで担当者や住民等間で情報共有することが可能である。

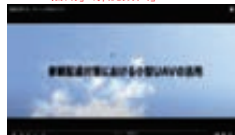
③ 立面から平面のシームレスな検討

写真等を用いた立面の検討と地図を用いた平面の検討をシームレスに（途切れなく）行うことが可能である。例えば、視点場の検討（可視範囲などの検討）や各種景観シミュレーションへの応用が考えられる。作成される三次元モデルは三次元-CADや3Dプリンタなどの三次元造形技術とも親和性が高く、コンピュータグラフィックを用いたシミュレーションや3Dプリンタで作成した景観模型を用いた検討なども可能である。

4. 小型UAV活用動画の公開

農業農村整備事業での景観配慮対策における小型UAVの活用に当たる基礎的な留意事項や注意点、活用方法などを解説した動画（令和元年度作成）を公開している。

〔「景観配慮対策における小型UAVの活用」解説動画〕



https://www.youtube.com/watch?v=5bF0WGdR-aI&ab_channel=maffchannel

3. 地域住民からの情報収集

地域住民からの聞き取り調査やアンケート調査、環境点検ワークショップなどは、地域景観についての情報や住民が地域の景観をどのように認識しているか、住民が施設整備に何を期待しているかなどの把握に役立つ。また、調査に関する様々な機会を捉えて地域住民と連携することで、事業や景観配慮対策に対する認知、将来の地域づくりにつながる意識付けを行うことが期待される。

【参考資料 4-4】

[調査段階でのワークショップの例]

1. 環境点検ワークショップの進め方

住民を数グループに分けて、①住民が実際に地域の中を歩きながら、日頃地域に対してどのようなイメージを持っているか地域の「点検」を行い、②各自で点検した結果に基づいて、将来的に地域のどの場所をどのように活用していきたいかをグループごとに1枚程度の「点検マップ」としてまとめる。

①環境点検

「環境点検」では効率よく作業を進めていくために、“残したいところ・もの”、“直したいもの”、“新たに整備したいこと”等に分類して、環境点検項目を作成する。

実際にグループごとに地域を歩き、点検項目で気付いた点や特徴、位置情報などをメモするとともに、現場を写真撮影しておく。

②点検マップ

環境点検の結果をグループごとに話し合い、ポイントを幾つか絞り込んだ上で、「環境点検マップ」を作成する。

その際、事業の対象となり得る地域資源を色分けし、分かりやすく整理する。

[環境点検の様子]



[点検マップの例]



(岐阜県下呂市)

2. 環境点検ワークショップの活用

環境点検ワークショップの結果を具体的な計画に結び付けていくため、優先順位付けを行う。優先順位付けに当たっては、「いつ頃までに実現したいのか(緊急度)」と「どれくらい重要なことなのか(重要度)」を判断基準としてアンケートや挙手で決定する。また、実施や管理運営などについて「誰が主体となつてするのか(主体の区分)」を話し合っておく、具体的な計画に結び付きやすくなる。これらの結果を踏まえて、行政等が事業計画を立てることにより、住民の意向を踏まえた、地域にとって必要な整備を行うことが可能となる。

3. 地域住民からの情報収集

地域住民からの聞き取り調査やアンケート調査、環境点検ワークショップなどは、地域景観についての情報や住民が地域の景観をどのように認識しているか、住民が施設整備に何を期待しているかなどの把握に役立つ。また、調査に関する様々な機会を捉えて地域住民と連携することで、事業や景観配慮対策に対する認知、将来の地域づくりにつながる意識付けを行うことが期待される。

【参考資料 4-4】

[調査段階でのワークショップの例]

1. 環境点検ワークショップの進め方

住民を数グループに分けて、①住民が実際に地域の中を歩きながら、日頃地域に対してどのようなイメージを持っているか地域の「点検」を行い、②各自で点検した結果に基づいて、将来的に地域のどの場所をどのように活用していきたいかをグループごとに1枚程度の「点検マップ」としてまとめる。

①環境点検

「環境点検」では効率よく作業を進めていくために、“残したいところ・もの”、“直したいもの”、“新たに整備したいこと”等に分類して、環境点検項目を作成する。

実際にグループごとに地域を歩き、点検項目で気付いた点や特徴、位置情報などをメモするとともに、現場を写真撮影しておく。

②点検マップ

環境点検の結果をグループごとに話し合い、ポイントを幾つか絞り込んだ上で、「環境点検マップ」を作成する。

その際、事業の対象となり得る地域資源を色分けし、分かりやすく整理する。

[環境点検の様子]



[点検マップの例]



(岐阜県下呂市)

4.1.3 精査の実施

精査では、概査によって得られた情報を踏まえ、整備対象施設周辺の景観特性等を十分理解し、事業による周辺景観への影響の把握を行う。

【解 説】

1. 精査の目的

整備対象施設と周辺景観が調和するためには、整備**対象施設**（**予定地を含む**）周辺の景観特性を十分に理解するとともに、事業の実施による周辺景観への影響を把握し、景観配慮対策に関する計画や設計を検討する必要がある。

このため、精査では、現地踏査を中心に整備対象施設を眺める視点場の設定や景観構成要素、デザインコードの収集等により、景観との調和を図るための詳細な情報を収集・整理することを目的とする。なお、調査に当たっては整備対象施設と周辺景観との関係が確認できる視点場を設定し、可視範囲の情報整理を行うことを基本とするが、必要に応じて調査範囲を広げ、デザインコードの収集や地域住民からの聞き取りなどを行う。

なお、事業による周辺景観への影響や、景観に配慮した施設整備の効率的な検討に当たっては、必要な情報に的を絞った合理的な調査を行うことが重要となる。

【参考資料 4-5】

〔精査の調査内容と調査方法の例〕

調査内容	調査方法
整備対象施設周辺の景観特性の把握	①整備対象施設周辺の景観構成要素の把握 ○ 収集した地図資料、空中写真等を活用し、整備対象施設周辺の土地利用状況等に係る景観構成要素を把握する。 ②地域資源となる景観の把握 ○ 現地踏査等により、地域資源となる景観情報を把握する。 ③景観特性の把握 ○ 現地踏査等により、整備対象施設周辺の景観特性を把握する。
視点場の設定	①可視・不可視範囲 ○ 地図資料等を用いた地形や周辺土地利用状況の把握又は、現地踏査による目視により、整備対象施設の可視・不可視範囲を把握する。 ②視点場の抽出・絞り込み ○ 整備対象施設のまなざし量を踏まえ、整備対象施設からの距離によって異なる見え方を相対的に把握する（遠景、中景、近景の視点場を設定する）。 ③定点観測（視点場からの写真撮影） ○ 遠景、中景、近景の各視点場から整備対象施設（ 予定地を含む ）を含み、周辺景観の状況を写真撮影により記録する。 ○ 上記に加え、景観シミュレーション等に使用する写真の撮影に当たっては、実際の施設の見え方（人間の視野角）を考慮した撮影機材を用いる。
周辺景観への影響の把握	○ 視点場から撮影した写真や現地踏査等により整備対象施設の見え方を確認し、周辺景観への影響を把握する。
デザインコードの収集	○ 概査結果及び現地踏査により、景観を構成する要素の「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」に共通するパターンを収集する。

4.1.3 精査の実施

精査では、概査によって得られた情報を踏まえ、整備対象施設周辺の景観特性等を十分理解し、事業による周辺景観への影響の把握を行う。

【解 説】

1. 精査の目的

整備対象施設と周辺景観が調和するためには、整備**対象施設**（**予定地を含む**）周辺の景観特性を十分に理解するとともに、事業の実施による周辺景観への影響を把握し、景観配慮対策に関する計画や設計を検討する必要がある。

このため、精査では、現地踏査を中心に整備対象施設を眺める視点場の設定や景観構成要素、デザインコードの収集等により、景観との調和を図るための詳細な情報を収集・整理することを目的とする。なお、調査に当たっては整備対象施設と周辺景観との関係が確認できる視点場を設定し、可視範囲の情報整理を行うことを基本とするが、必要に応じて調査範囲を広げ、デザインコードの収集や地域住民からの聞き取りなどを行う。

なお、事業による周辺景観への影響や、景観に配慮した施設整備の効率的な検討に当たっては、必要な情報に的を絞った合理的な調査を行うことが重要となる。

【参考資料 4-5】

〔精査の調査内容と調査方法の例〕

調査内容	調査方法
整備対象施設周辺の景観特性の把握	①整備対象施設周辺の景観構成要素の把握 ○ 収集した地図資料、空中写真等を活用し、整備対象施設周辺の土地利用状況等に係る景観構成要素を把握する。 ②地域資源となる景観の把握 ○ 現地踏査等により、地域資源となる景観情報を把握する。 ③景観特性の把握 ○ 現地踏査等により、整備対象施設周辺の景観特性を把握する。
視点場の設定	①可視・不可視範囲 ○ 地図資料等を用いた地形や周辺土地利用状況の把握又は、現地踏査による目視により、整備対象施設の可視・不可視範囲を把握する。 ②視点場の抽出・絞り込み ○ 整備対象施設のまなざし量を踏まえ、整備対象施設からの距離によって異なる見え方を相対的に把握する（遠景、中景、近景の視点場を設定する）。 ③定点観測（視点場からの写真撮影） ○ 遠景、中景、近景の各視点場から整備対象施設（ 予定地を含む ）を含み、周辺景観の状況を写真撮影により記録する。 ○ 上記に加え、景観シミュレーション等に使用する写真の撮影に当たっては、実際の施設の見え方（人間の視野角）を考慮した撮影機材を用いる。
周辺景観への影響の把握	○ 視点場から撮影した写真や現地踏査等により整備対象施設の見え方を確認し、周辺景観への影響を把握する。
デザインコードの収集	○ 概査結果及び現地踏査により、景観を構成する要素の「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」に共通するパターンを収集する。